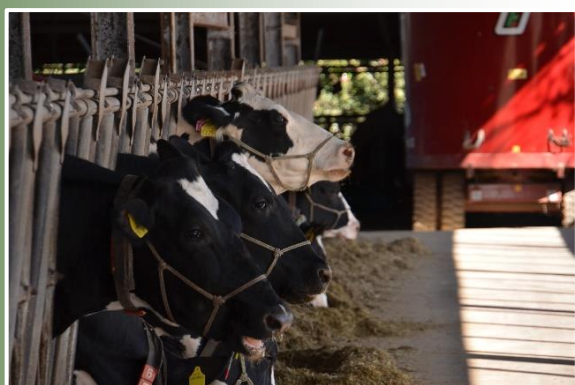


# 瑞穂町農業振興計画

令和3年3月

みらいへつなぐ みんなで育てる みずほの農業





## 瑞穂町農業振興計画の策定にあたって

瑞穂町の農業は、野菜、茶、花き園芸、畜産などのさまざまな農業が営まれ、新鮮な農畜産物の供給に努めてきましたが、近年では、農業従事者の高齢化に伴う担い手不足や遊休農地の増加といった様々な問題を抱えています。問題解決のためには、農家や町民と一体になって、役割分担を踏まえながら、地産地消の更なる拡大や農業の高付加価値化を図ることで、好循環を創出する必要があります。

瑞穂町では、平成22年度に策定した「第4次瑞穂町長期総合計画」及び平成26年度に策定した「瑞穂町農業振興基本計画」に基づき、瑞穂町産の農畜産物の魅力を町内外に発信するとともに、これからの瑞穂町の農業を担う人材として期待される新規就農者の積極的な受入れ、経営面積の規模拡大を目指す意欲ある担い手への農地集積などに努めてまいりました。

このような状況において、これまでの農業振興の取組状況や、農家や消費者のニーズを踏まえ、更なる農業振興を図る必要があるため「瑞穂町農業振興計画」を策定いたしました。

本計画は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間の計画であり、将来像である「みらいへつなぐ みんなで育てる みずほの農業」の実現のため、「生産する～生産と所得が増大するやりがいのある農業～」、「未来へつなげる～人材を育てる、持続可能な農業～」、「地域と共存する～地域の交流がうまれ、地域とつながる農業～」の3つを計画の基本方針と定め、幅広く施策をすすめてまいります。

今後はこの計画に基づき、農業者、町民や関係団体の皆様と協働して各事業を推進してまいりますので、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、ご尽力いただきました瑞穂町地域農政推進協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査や座談会など、様々な場面でご協力いただきました農業者及び町民、関係団体の皆様に厚く御礼申し上げます。



令和3年3月

瑞穂町長 杉 浦 裕 之



# 目次

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 序章 計画策定にあたって .....                    | 1  |
| 1 計画策定の背景と趣旨 .....                    | 1  |
| 2 計画の位置づけ .....                       | 3  |
| 3 計画の期間 .....                         | 4  |
| 第1章 瑞穂町農業の現状と課題 .....                 | 5  |
| 1 瑞穂町の概要 .....                        | 5  |
| 2 瑞穂町の農業の現状 .....                     | 8  |
| 3 農家及び農地所有者の意向 .....                  | 22 |
| 4 町民（消費者）の意向 .....                    | 26 |
| 5 地域振興プロジェクトにおける検討 .....              | 30 |
| 6 農家地区別懇談会 .....                      | 33 |
| 7 農業振興の課題 .....                       | 36 |
| 第2章 瑞穂町農業振興の基本方向 .....                | 37 |
| 1 基本理念と将来像 .....                      | 37 |
| 2 基本方針 .....                          | 38 |
| 3 施策の体系 .....                         | 39 |
| 第3章 重点プロジェクト .....                    | 40 |
| 第4章 施策の展開 .....                       | 42 |
| 1 生産する ～生産と所得が増大するやりがいのある農業～ .....    | 42 |
| 2 未来へつなげる ～人材を育てる、持続可能な農業～ .....      | 47 |
| 3 地域と共存する ～地域の交流がうまれ、地域とつながる農業～ ..... | 51 |
| 第5章 計画の推進 .....                       | 55 |
| 1 計画の推進体制の確立 .....                    | 55 |
| 2 PDCAマネジメントの推進 .....                 | 55 |
| 資料編 .....                             | 56 |
| 1 瑞穂町地域農政推進協議会における農業振興計画に係る協議 .....   | 56 |
| 2 瑞穂町地域農政推進協議会条例 .....                | 57 |
| 3 瑞穂町地域農政推進協議会委員名簿 .....              | 59 |
| 4 農家及び農地所有者意向調査概要 .....               | 60 |
| 5 農業に関する町民アンケート調査概要 .....             | 60 |
| 6 農家地区別懇談会 .....                      | 61 |
| 7 地域振興プロジェクト .....                    | 61 |
| 8 農業経営の目標 .....                       | 62 |
| 9 用語解説 .....                          | 68 |



# 序章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

---

瑞穂町では、野菜、茶、花き園芸、畜産などのさまざまな農業が営まれています。

町の農業振興は、平成 22 年度に策定した「第 4 次瑞穂町長期総合計画」及び平成 26 年度に策定した「瑞穂町農業振興基本計画」に基づき、安全で美味しく、新鮮な農作物の供給につとめ、「農と暮らし」のつながりによる農業振興施策及び「人と農」の交流による農業振興施策を展開してきました。農畜産物直売所ふれっしゅはうすは、生産者の顔が見える身近な直売所として、毎日多くの新鮮で安全な農畜産物を販売しています。

瑞穂町の市街化調整区域は 936 h a であり、その 3 分の 1 にあたる 301 h a が農業振興地域に指定され、農用地区域は 189.5 h a（平成 26 年）であり、農業振興地域の 3 分の 2 を占めており、市街化調整区域の大半の農地は農用地区域に指定されています。そのため、市街化調整区域、そして農業振興地域など農地が広がり、農家戸数も多摩地域では多い状況にありますが、農業従事者の高齢化や担い手不足から遊休農地や耕作放棄地などの問題も抱えています。

この間、国においては、平成 28(2016)年 5 月に「都市農業振興基本計画」が閣議決定され、都市農業の振興に関する基本理念が示されました。この中で、都市農業の振興にあたっては「都市農業の多様な機能の発揮」を中心的な政策課題に据え、これを通じて農地の有効活用及び適正保全を図り、農地と宅地等が共存する良好な市街地の形成に資することを目指すべき方向性とするのが示されました。都市農業とは「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」（都市農業振興基本法第 2 条）であり、消費地に近いという利点を生かした新鮮な農産物の供給や農業体験の場の提供、災害に備えたオープンスペースの確保、やすらぎや潤いといった緑地空間の提供など、多様な役割を果たしています。

また、令和 2(2020)年 3 月には「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されました。この計画では「我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐために」をサブタイトルに掲げており、「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立することを基本的な方針としています。

農業に関連する動向としては、SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）への取組も重要となります。17 のゴールと、ゴールごとに具体的な目標を掲げた 169 のターゲットで構成されており、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を不可分なものとして統合的に解決することを目指した、発展途上国のみならず先進国自身が取り組む国際社会共通の目標です。日本においても、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（令和元（2019）年 12 月改定）が策定され、持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない社会の実現に向けて取り組むこととしており、地方自治体にも各種

計画などにSDGsの要素を最大限反映し、取組を推進することが奨励されています。  
農業は、17のゴールすべてに関連するとされています。



東京都においては、平成 29(2017)年 5 月に「東京農業振興プラン」を策定し、目指すべき東京農業の姿として「都市と共存し、都民生活に貢献する力強い東京農業」を掲げ、施策を展開することとしています。

この計画では、東京農業が抱える課題に対応していくため、4つの視点を位置づけています。

1. 担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開
2. 農地保全と多面的機能の発揮
3. 持続可能な農業生産と地産地消の推進
4. 地域の特徴を活かした農業の推進

このような中、更なる農業振興を図るためには、農家と町民が一体となって瑞穂町の農業を推進する必要があります。瑞穂町を取り巻く農業環境が変化する中、これまでの農業振興の取組状況や、農家や消費者のニーズを踏まえ、「瑞穂町農業振興計画」を策定します。



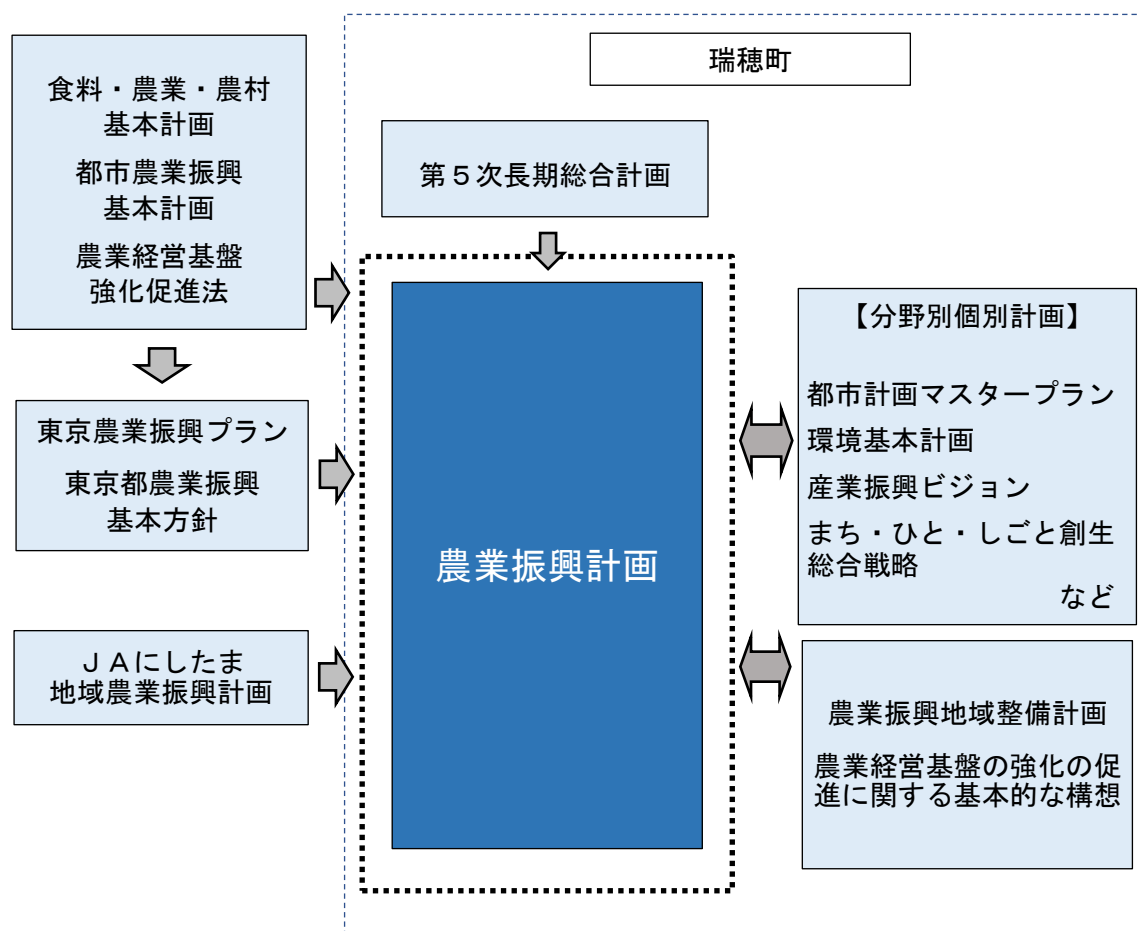
## 2 計画の位置づけ

瑞穂町農業振興計画は、町の最上位計画である「第5次瑞穂町長期総合計画」（令和3(2021)年3月）における農業振興分野の個別計画であり、「瑞穂町農業振興地域整備計画」（平成22(2010)年3月）や「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（平成26(2004)年9月）、「瑞穂町都市計画マスタープラン」（令和3(2021)年3月）や「瑞穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（第5次瑞穂町長期総合計画と一体的に策定）などの関連計画と連携を図りつつ、その実現を目指すものです。

また、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第105号）及び都市農業振興基本法（平成27年法律第14号）の基本理念に準じて、策定するもので、「食料・農業・農村基本計画」（令和2(2020)年3月）、「都市農業振興基本計画」（平成28(2016)年5月）、東京都の「東京農業振興プラン」（平成29(2017)年5月）等をはじめとした国や都の関連計画と整合を図りながら策定、施策を推進します。

さらに、「JAにしたま農業振興計画」（令和元(2019)年6月）と連携を図りながら策定、施策の推進を図ります。

### ■計画の位置付け



### 3 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うこととします。

■ 計画期間

| 年度             | R3        | 4 | 5 | 6 | 7 | 8        | 9 | 10 | 11 | 12 |
|----------------|-----------|---|---|---|---|----------|---|----|----|----|
| 長期総合計画<br>基本構想 | →         |   |   |   |   |          |   |    |    |    |
| 長期総合計画<br>基本計画 | 前期基本計画 →  |   |   |   |   | 後期基本計画 → |   |    |    |    |
| 農業振興計画         | →         |   |   |   |   |          |   |    |    |    |
|                | ※必要に応じて改定 |   |   |   |   |          |   |    |    |    |

# 第1章 瑞穂町農業の現状と課題

## 1 瑞穂町の概要

### (1) 概況

#### (位置・地勢)

瑞穂町は、東京都の北西に位置し、町域は東西に約 5.8km、南北に約 6.1km の広がりを持ち、面積は 16.85 km<sup>2</sup>です。東は武蔵村山市と埼玉県所沢市、西は青梅市と羽村市、南は福生市、北は埼玉県入間市に接しています。

町の南部には、横田基地が広がり、中心部から北側には、都内随一の生産量を誇る東京狭山茶の茶畑が広がっています。また、北東部の自然豊かな狭山丘陵には都立野山北・六道山公園が整備されています。

#### (道路・交通)

鉄道は J R 八高線が南北に走り、乗降駅として箱根ヶ崎駅があります。路線バスは都営バスのほか、民間 2 社が運行しています。

国道は、一般国道として国道 16 号が南北を通過しています。主要地方道としては、青梅街道・新青梅街道、岩蔵街道の 2 路線が、一般都道としては、5 路線が縦横に走っています。また、圏央道青梅インターチェンジに近いことから、周辺自治体との交通ネットワークが形成されています。

■元狭山地区の茶畑

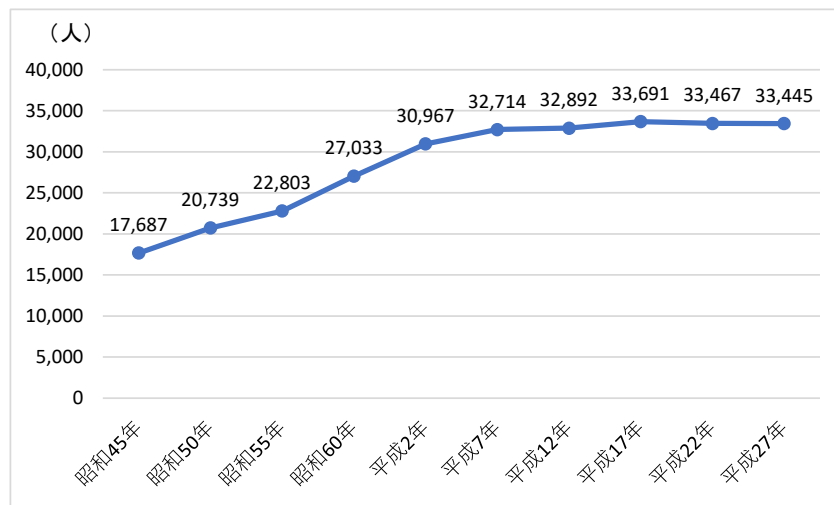


## (2) 人口

瑞穂町の人口は、平成 27 (2015) 年の国勢調査では、総人口が 33,445 人 (男性 16,951 人、女性 16,494 人) であり、年少人口 (0 歳～14 歳) が 4,130 人 (12.3%)、生産年齢人口 (15 歳～64 歳) が 20,560 人 (61.5%)、老年人口 (65 歳以上) が 8,755 人 (26.2%) となっています。平成 17 (2005) 年までは増加してきましたが、近年、微減傾向で推移しています。また、一般世帯数は 13,179 世帯となっています。

令和 2 (2020) 年 10 月現在の瑞穂町の人口 (住民基本台帳) は、32,600 人 (男性 16,552 人、女性 16,048 人) となっています。

■人口の推移

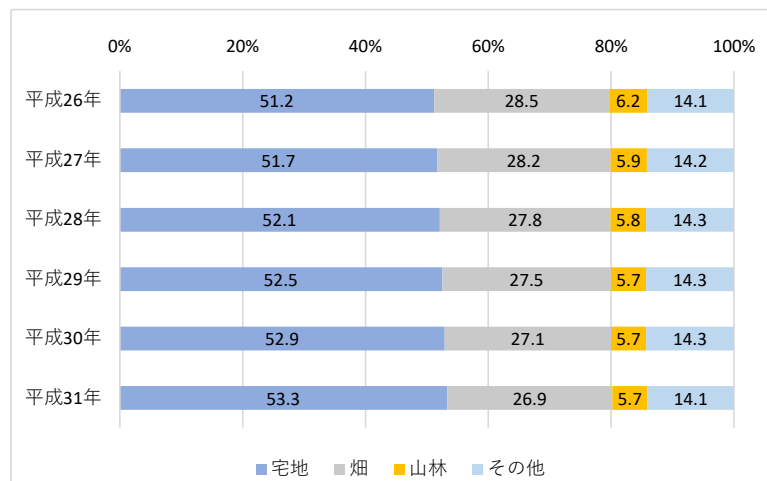


資料：国勢調査

## (3) 土地利用

地目別土地利用面積割合の推移をみると、平成 31 (2019) 年では、宅地が 53.3%と過半数を占めています。畑は、26.9%となっていますが、その割合は減少傾向で推移しています。

■地目別土地利用面積の推移

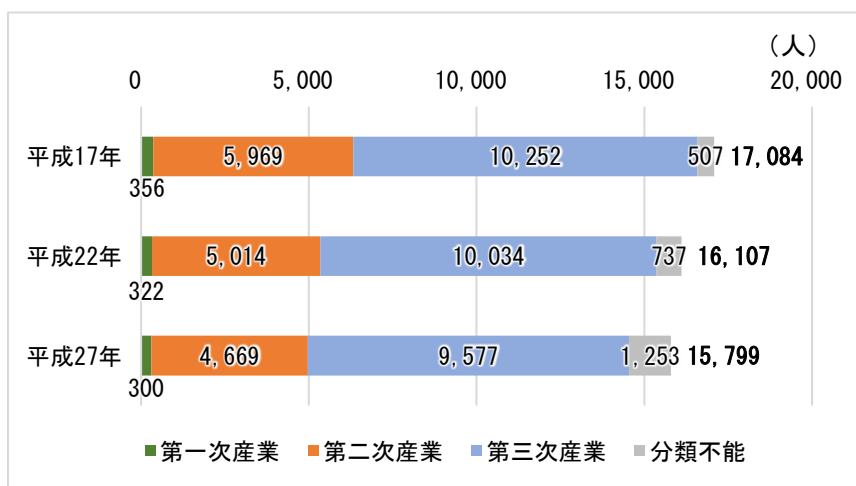


資料：固定資産概要調書

#### (4) 産業

瑞穂町の産業別就業人口をみると、平成 27 (2015) 年は第一次産業が 300 人 (1.9%)、第二次産業が 4,669 人 (29.6%)、第三次産業が 9,577 人 (60.6%) となっており、いずれも減少傾向で推移しています。構成比を東京都と比較すると、第一次産業、第二次産業の構成比が多くなっています。

■産業別就業人口の推移



資料：国勢調査

■産業別就業人口の推移（東京都との比較）

(人、%)

|                   |     | 就業者 | 第一次産業     | 第二次産業  | 第三次産業     | 分類不能      |         |
|-------------------|-----|-----|-----------|--------|-----------|-----------|---------|
| 平成 17 年<br>(2005) | 瑞穂町 | 実数  | 17,084    | 356    | 5,969     | 10,252    | 507     |
|                   |     | 構成比 | 100.0     | 2.1    | 34.9      | 60.0      | 3.0     |
|                   | 東京都 | 実数  | 5,915,533 | 25,889 | 1,108,964 | 4,575,993 | 204,687 |
|                   |     | 構成比 | 100.0     | 0.4    | 18.7      | 77.4      | 3.5     |
| 平成 22 年<br>(2010) | 瑞穂町 | 実数  | 16,107    | 322    | 5,014     | 10,034    | 737     |
|                   |     | 構成比 | 100.0     | 2.0    | 31.1      | 62.3      | 4.6     |
|                   | 東京都 | 実数  | 6,012,536 | 22,400 | 912,116   | 4,256,323 | 821,697 |
|                   |     | 構成比 | 100.0     | 0.4    | 15.2      | 70.8      | 13.6    |
| 平成 27 年<br>(2015) | 瑞穂町 | 実数  | 15,799    | 300    | 4,669     | 9,577     | 1,253   |
|                   |     | 構成比 | 100.0     | 1.9    | 29.6      | 60.6      | 7.9     |
|                   | 東京都 | 実数  | 5,858,959 | 22,690 | 898,380   | 4,226,110 | 711,779 |
|                   |     | 構成比 | 100.0     | 0.4    | 15.3      | 72.1      | 12.2    |

資料：国勢調査

## 2 瑞穂町の農業の現状

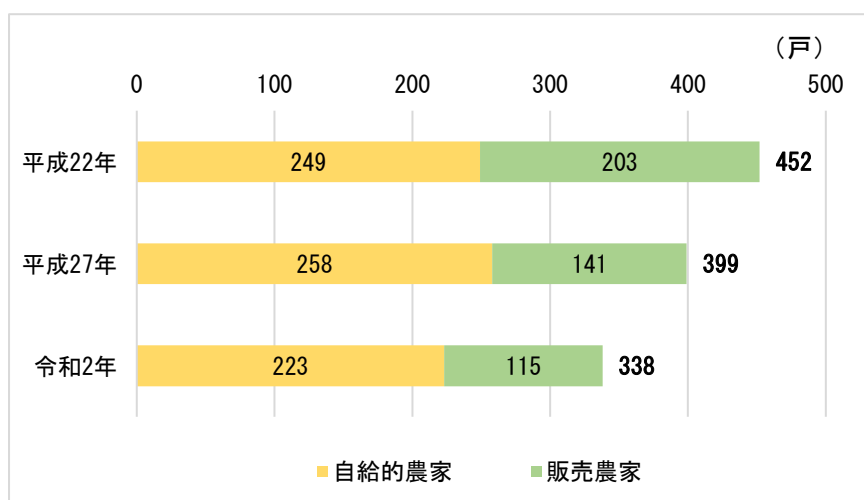
### (1) 農業の現状

#### ① 農家数（販売農家と自給的農家）

瑞穂町の農家数をみると、令和2（2020）年の総農家数 338 戸、うち自給的農家が 223 戸（66.0%）、販売農家が 115 戸（34.0%）となっています。総農家数は 10 年間で 114 戸減少となっており、販売農家は同じ 10 年間で 88 戸、約 43%減少しています。

東京都全体でみると自給的農家と販売農家の割合はほぼ同じですが、瑞穂町では自給的農家の割合が多くなっています。

#### ■ 農家数の推移



資料：農林業センサス（令和2年は概数）

#### ■ 農家数の推移（東京都との比較）

| 年               | 地域  | 区分  | 総農家    | 自給的農家 | 販売農家  |
|-----------------|-----|-----|--------|-------|-------|
|                 |     |     | (戸)    | (%)   | (%)   |
| 平成22年<br>(2010) | 瑞穂町 | 実数  | 452    | 249   | 203   |
|                 |     | 構成比 | 100.0  | 55.1  | 44.9  |
|                 | 東京都 | 実数  | 13,099 | 6,287 | 6,812 |
|                 |     | 構成比 | 100.0  | 48.0  | 52.0  |
| 平成27年<br>(2015) | 瑞穂町 | 実数  | 399    | 258   | 141   |
|                 |     | 構成比 | 100.0  | 64.7  | 35.3  |
|                 | 東京都 | 実数  | 11,222 | 5,599 | 5,623 |
|                 |     | 構成比 | 100.0  | 49.9  | 50.1  |
| 令和2年<br>(2020)  | 瑞穂町 | 実数  | 338    | 223   | 115   |
|                 |     | 構成比 | 100.0  | 66.0  | 34.0  |
|                 | 東京都 | 実数  | 9,565  | 4,963 | 4,602 |
|                 |     | 構成比 | 100.0  | 51.9  | 48.1  |

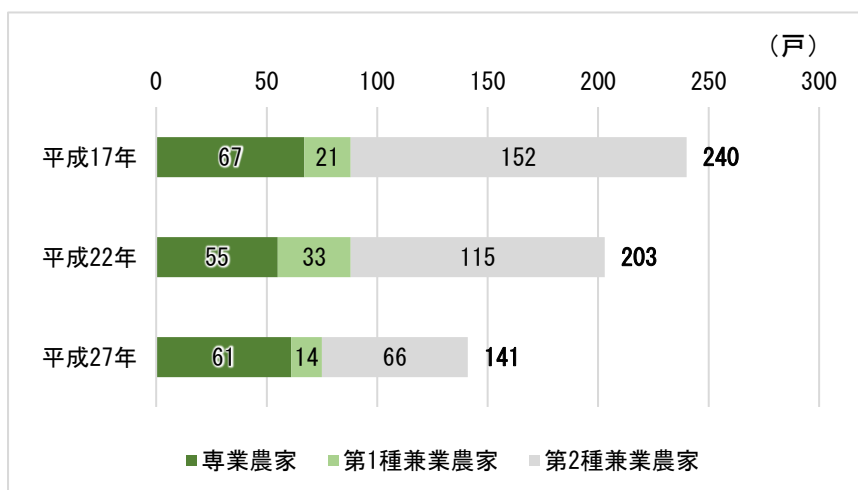
資料：農林業センサス（令和2年は概数）

## ②専業別農家数

専業別農家数をみると、平成 27（2015）年現在、専業農家は 61 戸であり、10 年前の 67 戸から 6 戸の減少となっています。第 1 種兼業農家は 7 戸減少し、第 2 種兼業農家は 86 戸減少しています。

専業別農家数の割合を東京都全体と比べると、概ね同じ割合となっています。

■専業別農家数の推移



資料：農林業センサス

■専業別農家数の推移（東京都との比較）

(戸、%)

|                   |     | 販売農家計 | 専業農家  | 第1種兼業農家 | 第2種兼業農家 |       |
|-------------------|-----|-------|-------|---------|---------|-------|
| 平成 17 年<br>(2005) | 瑞穂町 | 実数    | 240   | 67      | 21      | 152   |
|                   |     | 構成比   | 100.0 | 27.9    | 8.8     | 63.3  |
|                   | 東京都 | 実数    | 7,353 | 2,371   | 862     | 4,120 |
|                   |     | 構成比   | 100.0 | 32.2    | 11.7    | 56.1  |
| 平成 22 年<br>(2010) | 瑞穂町 | 実数    | 203   | 55      | 33      | 115   |
|                   |     | 構成比   | 100.0 | 27.1    | 16.3    | 56.6  |
|                   | 東京都 | 実数    | 6,812 | 2,251   | 1,077   | 3,484 |
|                   |     | 構成比   | 100.0 | 33.0    | 15.8    | 51.2  |
| 平成 27 年<br>(2015) | 瑞穂町 | 実数    | 141   | 61      | 14      | 66    |
|                   |     | 構成比   | 100.0 | 43.3    | 9.9     | 46.8  |
|                   | 東京都 | 実数    | 5,623 | 2,613   | 444     | 2,566 |
|                   |     | 構成比   | 100.0 | 46.5    | 7.9     | 45.6  |

※令和 2 年農林業センサスの概数値では、集計されていない、または調査されていない項目である。専業別農家数は平成 27 年が直近である。

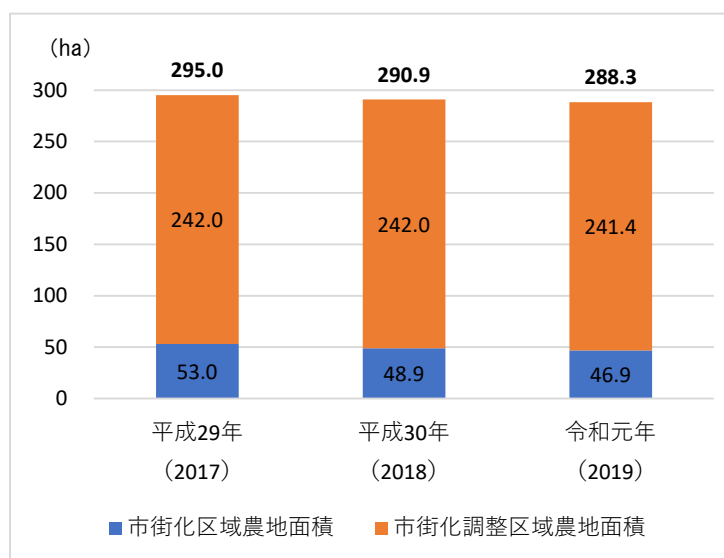
資料：農林業センサス

### ③農地面積

農地面積をみると、令和元（2019）年では288.3ヘクタールであり、うち、市街化区域内農地が46.9ヘクタール（16.3%）、市街化調整区域農地が241.4ヘクタール（83.7%）となっています。

2年前の瑞穂町の市街化区域農地面積と市街化調整区域農地面積を比較すると、市街化区域農地面積の減少の割合が高くなっています。

■農地面積の推移



資料：東京都の地域・区市町村別農業データブック

■農地面積の推移（東京都との比較）

( ha, % )

| 区分                |     |     | 農地面積    | 市街化区域農地面積 | うち生産緑地面積 | 市街化調整区域農地面積 | 農業振興地域農用地区域面積 |
|-------------------|-----|-----|---------|-----------|----------|-------------|---------------|
| 平成 29 年<br>(2017) | 瑞穂町 | 実数  | 295.0   | 53.0      | —        | 242.0       | 189.5         |
|                   |     | 構成比 | 100.0   | 18.0      |          | 82.0        | 64.2          |
|                   | 東京都 | 実数  | 9,425.5 | 4,064.4   | 3,100.1  | 1,782.9     | 3,379.6       |
|                   |     | 構成比 | 100.0   | 43.1      | 32.9     | 18.9        | 35.9          |
| 平成 30 年<br>(2018) | 瑞穂町 | 実数  | 290.9   | 48.9      | —        | 242.0       | 189.5         |
|                   |     | 構成比 | 100.0   | 16.8      |          | 83.2        | 65.1          |
|                   | 東京都 | 実数  | 9,301.2 | 3,968.4   | 3,065.0  | 1,769.9     | 3,779.6       |
|                   |     | 構成比 | 100.0   | 42.7      | 33.0     | 19.0        | 40.6          |
| 令和元年<br>(2019)    | 瑞穂町 | 実数  | 288.3   | 46.9      | —        | 241.4       | 189.5         |
|                   |     | 構成比 | 100.0   | 16.3      |          | 83.7        | 65.7          |
|                   | 東京都 | 実数  | 9,202.2 | 3,875.1   | 3,019.9  | 1,772.8     | 3,779.6       |
|                   |     | 構成比 | 100.0   | 42.1      | 32.8     | 19.3        | 41.10         |

資料：東京都の地域・区市町村別農業データブック

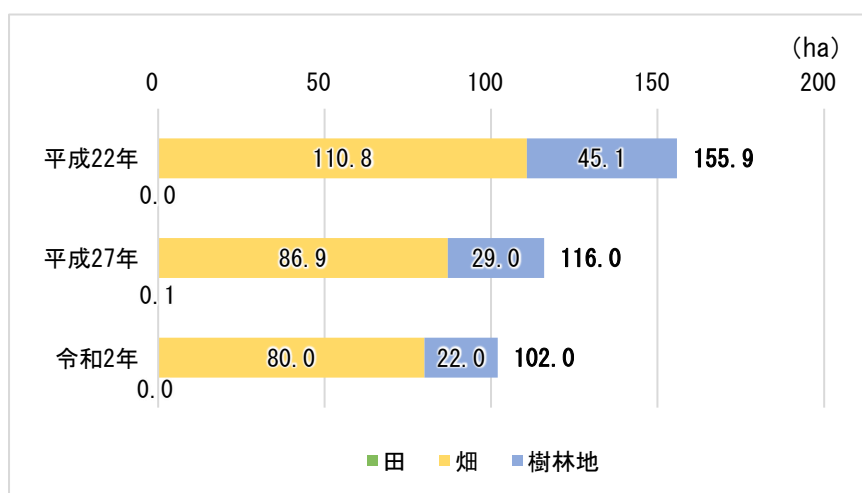


#### ④経営耕地面積

経営耕地面積をみると、令和 2（2020）年では 102 ヘクタールであり、うち、畑が 80 ヘクタール（78.4%）で、樹林地が 22 ヘクタール（21.6%）となっています。経営耕地全体では、10 年前の平成 22（2010）年の約 156 ヘクタールから、約 54 ヘクタール減少しています。

東京都と経営耕地面積の構成割合を比較すると、畑の割合が東京都 73.5%に対して瑞穂町は 78.4%であり、瑞穂町はやや畑の割合が多くなっています。

■経営耕地面積の推移（家族経営体）



資料：農林業センサス（令和 2 年は概数）

■経営耕地面積の推移（東京都との比較）（家族経営体）

(ha、%)

| 区分                |     | 合計  | 田       | 畑     | 樹林地     |         |
|-------------------|-----|-----|---------|-------|---------|---------|
| 平成 22 年<br>(2010) | 瑞穂町 | 実数  | 155.9   | 0.0   | 110.8   | 45.1    |
|                   |     | 構成比 | 100.0   | 0.0   | 71.1    | 28.9    |
|                   | 東京都 | 実数  | 5,054.8 | 296.2 | 3,333.2 | 1,425.4 |
|                   |     | 構成比 | 100.0   | 5.9   | 65.9    | 28.2    |
| 平成 27 年<br>(2015) | 瑞穂町 | 実数  | 116.0   | 0.1   | 86.9    | 29.0    |
|                   |     | 構成比 | 100.0   | 0.1   | 74.9    | 25.0    |
|                   | 東京都 | 実数  | 4,245.3 | 225.8 | 2,926.2 | 1,093.3 |
|                   |     | 構成比 | 100.0   | 5.3   | 68.9    | 25.8    |
| 令和 2 年<br>(2020)  | 瑞穂町 | 実数  | 102.0   | 0.0   | 80.0    | 22.0    |
|                   |     | 構成比 | 100.0   | 0.0   | 78.4    | 21.6    |
|                   | 東京都 | 実数  | 3,533.0 | 141.0 | 2,598.0 | 793.0   |
|                   |     | 構成比 | 100.0   | 4.0   | 73.5    | 22.5    |

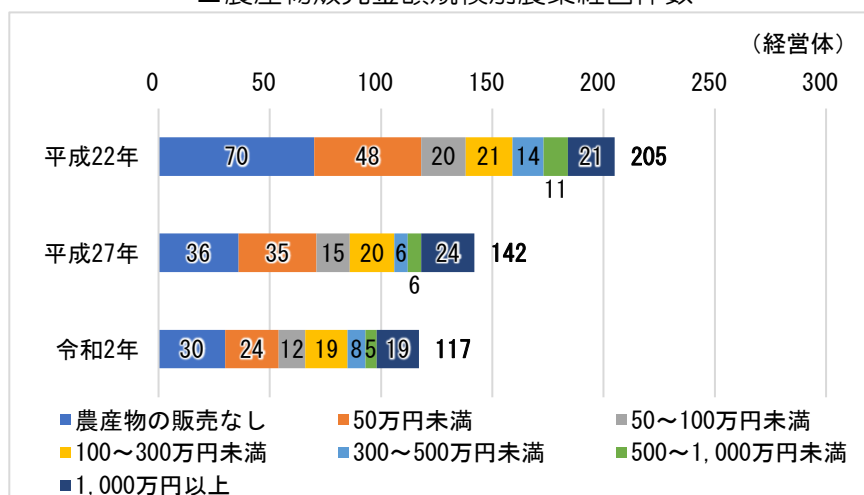
資料：農林業センサス（令和 2 年は概数）

### ⑤農産物販売金額規模別経営体数

農産物の販売金額別経営体数を見ると、令和2（2020）年では農業経営体の半数近くが「農産物の販売なし」と「50万円未満」となっており、10年前と比べてその割合は減少しています。

東京都と販売金額別経営体の構成割合を比較すると、瑞穂町は「農産物の販売なし」の層と「1,000万円以上」の層が東京都より多くなっています。

■農産物販売金額規模別農業経営体数



資料：農林業センサス（令和2年は概数）

■農産物販売金額規模別農業経営体数

（経営体、％）

| 区分              |     | 計   | 農産物の販売なし | 50万円未満 | 50～100万円未満 | 100～300万円未満 |
|-----------------|-----|-----|----------|--------|------------|-------------|
| 平成22年<br>(2010) | 瑞穂町 | 実数  | 205      | 70     | 48         | 21          |
|                 |     | 構成比 | 100.0    | 34.1   | 23.4       | 10.2        |
|                 | 東京都 | 実数  | 7,455    | 1,043  | 1,702      | 1,780       |
|                 |     | 構成比 | 100.0    | 14.0   | 22.8       | 23.9        |
| 平成27年<br>(2015) | 瑞穂町 | 実数  | 142      | 36     | 35         | 20          |
|                 |     | 構成比 | 100.0    | 25.4   | 24.6       | 14.1        |
|                 | 東京都 | 実数  | 6,023    | 643    | 1,395      | 1,573       |
|                 |     | 構成比 | 100.0    | 10.7   | 23.2       | 26.2        |
| 令和2年<br>(2020)  | 瑞穂町 | 実数  | 117      | 30     | 24         | 19          |
|                 |     | 構成比 | 100.0    | 25.6   | 20.5       | 16.2        |
|                 | 東京都 | 実数  | 5,117    | 622    | 1,167      | 1,302       |
|                 |     | 構成比 | 100.0    | 12.2   | 22.8       | 25.5        |

| 区分              |     | 300～500万円未満 | 500～1,000万円未満 | 1,000～3,000万円未満 | 3,000～5,000万円未満 | 5,000万円以上 |     |
|-----------------|-----|-------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------|-----|
| 平成22年<br>(2010) | 瑞穂町 | 実数          | 14            | 11              | 16              | 4         | 1   |
|                 |     | 構成比         | 6.8           | 5.4             | 7.8             | 2.0       | 0.5 |
|                 | 東京都 | 実数          | 730           | 647             | 287             | 40        | 19  |
|                 |     | 構成比         | 9.8           | 8.7             | 3.8             | 0.5       | 0.3 |
| 平成27年<br>(2015) | 瑞穂町 | 実数          | 6             | 6               | 21              | 2         | 1   |
|                 |     | 構成比         | 4.2           | 4.2             | 14.8            | 1.4       | 0.7 |
|                 | 東京都 | 実数          | 603           | 542             | 262             | 38        | 14  |
|                 |     | 構成比         | 10.0          | 9.0             | 4.3             | 0.6       | 0.2 |
| 令和2年<br>(2020)  | 瑞穂町 | 実数          | 8             | 5               | 15              | 3         | 1   |
|                 |     | 構成比         | 6.8           | 4.3             | 12.8            | 2.6       | 0.9 |
|                 | 東京都 | 実数          | 524           | 490             | 211             | 36        | 22  |
|                 |     | 構成比         | 10.2          | 9.6             | 4.1             | 0.7       | 0.4 |

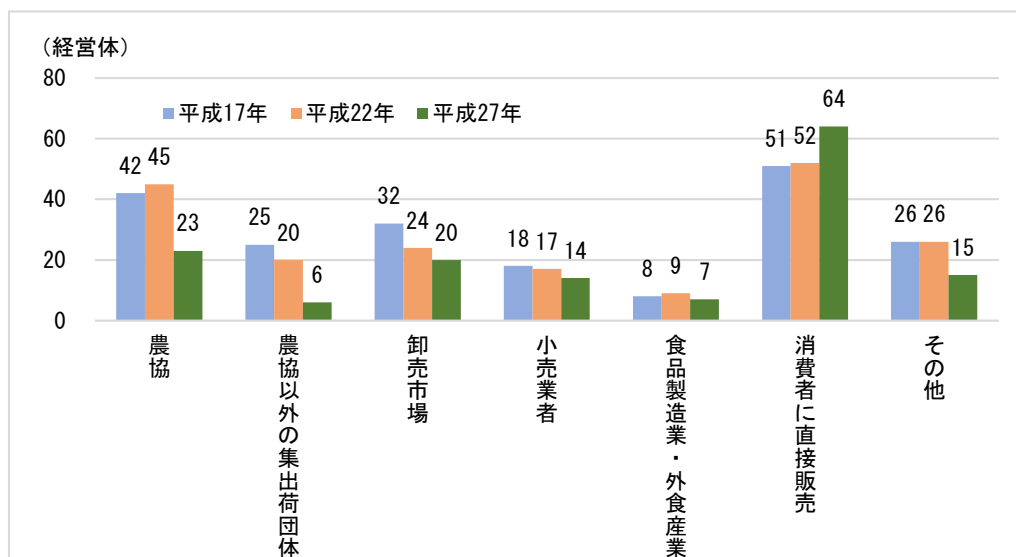
資料：農林業センサス（令和2年は概数）

### ⑥農産物出荷先別経営体数

農産物の出荷先別経営体数をみると、平成 27（2015）年では「消費者に直接販売」が 64 経営体（60.4%）となっています。

「消費者に直接販売」の中で、東京都と出荷先別経営体の構成割合を比較すると、瑞穂町は「自営の農産物直売所」より「その他の農産物直売所」が東京都より多くなっています。

■農産物販売金額規模別農業経営体数（平成 17 年は家族経営体）



■農産物販売金額規模別農業経営体数（平成 17 年は家族経営体）（経営体、%）

| 区分             |     | 農産物の販売をした実経営体数 | 農協    | 農協以外の集出荷団体 | 卸売市場  | 小売業者 | 食品製造業・外食産業 |   |
|----------------|-----|----------------|-------|------------|-------|------|------------|---|
| 平成 17 年 (2005) | 瑞穂町 | 実数             | 143   | 42         | 25    | 32   | 18         | 8 |
|                | 構成比 | 100.0          | 29.4  | 17.5       | 22.4  | 12.6 | 5.6        |   |
| 東京都            | 実数  | 6,580          | 1,693 | 332        | 2,390 | 668  | 117        |   |
|                | 構成比 | 100.0          | 25.7  | 5.0        | 36.3  | 10.2 | 1.8        |   |
| 平成 22 年 (2010) | 瑞穂町 | 実数             | 135   | 45         | 20    | 24   | 17         | 9 |
|                | 構成比 | 100.0          | 33.3  | 14.8       | 17.8  | 12.6 | 6.7        |   |
| 東京都            | 実数  | 6,412          | 1,743 | 414        | 1,873 | 670  | 126        |   |
|                | 構成比 | 100.0          | 27.2  | 6.5        | 29.2  | 10.4 | 2.0        |   |
| 平成 27 年 (2015) | 瑞穂町 | 実数             | 106   | 23         | 6     | 20   | 14         | 7 |
|                | 構成比 | 100.0          | 21.7  | 5.7        | 18.9  | 13.2 | 6.6        |   |
| 東京都            | 実数  | 5,380          | 1,400 | 344        | 1,272 | 755  | 170        |   |
|                | 構成比 | 100.0          | 26.0  | 6.4        | 23.6  | 14.0 | 3.2        |   |

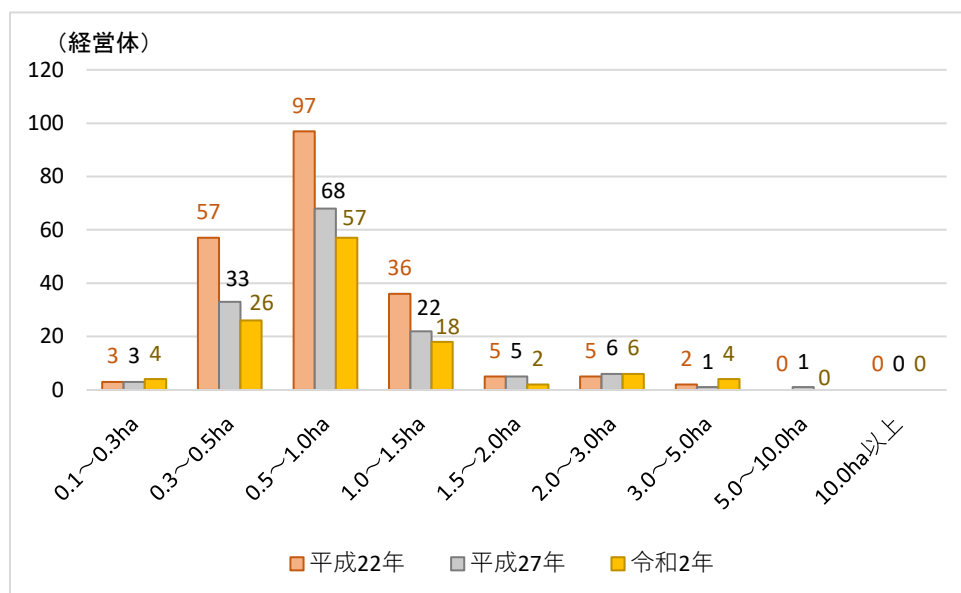
| 区分             |     | 消費者に直接販売  |            |         |        | その他  |      |
|----------------|-----|-----------|------------|---------|--------|------|------|
|                |     | 自営の農産物直売所 | その他の農産物直売所 | インターネット | その他の方法 |      |      |
| 平成 17 年 (2005) | 瑞穂町 | 実数        | 51         |         |        |      | 26   |
|                | 構成比 | 35.7      |            |         |        |      | 18.2 |
| 東京都            | 実数  | 3,830     |            |         |        |      | 974  |
|                | 構成比 | 58.2      |            |         |        |      | 14.8 |
| 平成 22 年 (2010) | 瑞穂町 | 実数        | 52         |         | 2      |      | 26   |
|                | 構成比 | 38.5      |            |         | 1.5    |      | 19.3 |
| 東京都            | 実数  | 3,672     |            |         | 37     |      | 819  |
|                | 構成比 | 57.3      |            |         | 0.6    |      | 12.8 |
| 平成 27 年 (2015) | 瑞穂町 | 実数        | 64         | 25      | 34     | 10   | 15   |
|                | 構成比 | 60.4      | 23.6       | 32.1    | 0.9    | 9.4  | 14.2 |
| 東京都            | 実数  | 3,320     | 1,971      | 1,022   | 57     | 873  | 700  |
|                | 構成比 | 61.7      | 36.6       | 19.0    | 1.1    | 16.2 | 13.0 |

資料：農林業センサス

### ⑦規模別経営体の数

規模別経営体の数を見ると、令和2（2020）年では「0.5～1.0ha」が57経営体で最も多くなっています。平成22（2010）年と比べると、0.5～1.0haが40経営体減、「0.3～0.5ha」が31経営体減となっています。

■規模別経営体数



資料：農林業センサス（令和2年は概数）

### ⑧畜産

畜産は、乳用雌牛の頭数が令和元年度で200頭であり、減少傾向にあります。

その他の畜産についても、減少傾向にあり、特に採卵鶏は大きく減少しており、令和元（2019）年では0羽となっています。

■家畜飼養頭羽数

|         | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 乳用雌牛（頭） | 322    | 317    | 299    | 291    | 200   |
| 肥育牛（頭）  | 17     | 28     | 23     | 19     | 6     |
| 肥育豚（頭）  | 82     | 82     | 120    | 106    | 51    |
| 繁殖豚（頭）  | 33     | 39     | 36     | 15     | 18    |
| 子豚（頭）   | 37     | 44     | 21     | 14     | 14    |
| 採卵鶏（羽）  | 4,000  | 800    | 200    | 210    | -     |

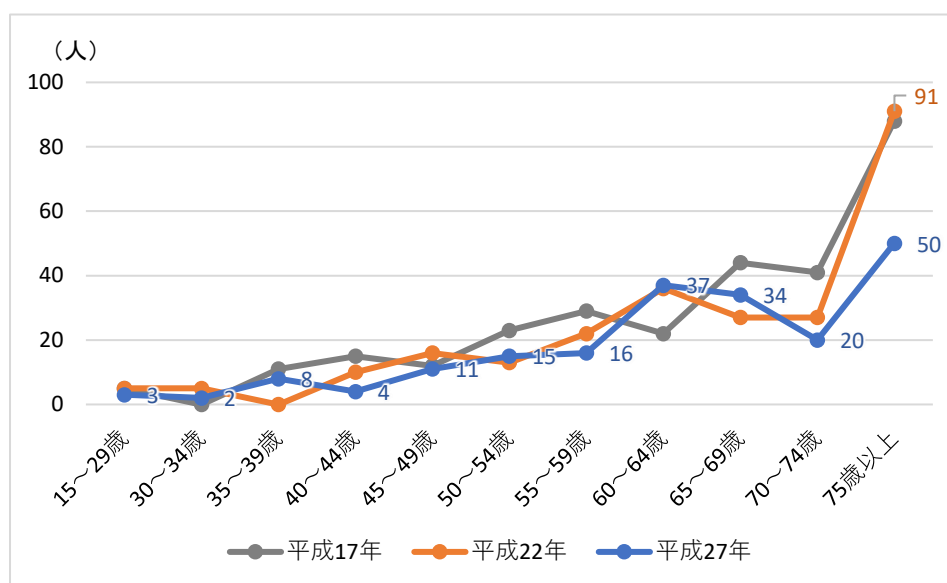
資料：瑞穂町事務報告書

### ⑨年齢別基幹的農業従事者数

基幹的農業従事者数を見ると、平成17（2005）年の290人から平成27（2015）年には200人になっています。

年齢別にみると、75歳以上が多く農業の担い手の高齢化が進んでいます。特徴的な動向としては、基幹的農業従事者数の55～59歳が5年後に60～64歳になった時に大きく増加していることと（表の赤矢印）、逆に65～69歳が5年後に70～74歳になった時に大きく減少していること（同青矢印）です。

■年齢別基幹的農業従事者数



|        | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|--------|-------|-------|-------|
| 15～29歳 | 5     | 5     | 3     |
| 30～34歳 | 0     | 5     | 2     |
| 35～39歳 | 11    | 0     | 8     |
| 40～44歳 | 15    | 10    | 4     |
| 45～49歳 | 12    | 16    | 11    |
| 50～54歳 | 23    | 13    | 15    |
| 55～59歳 | 29    | 22    | 16    |
| 60～64歳 | 22    | 36    | 37    |
| 65～69歳 | 44    | 27    | 34    |
| 70～74歳 | 41    | 27    | 20    |
| 75歳以上  | 88    | 91    | 50    |
| 計      | 290   | 252   | 200   |

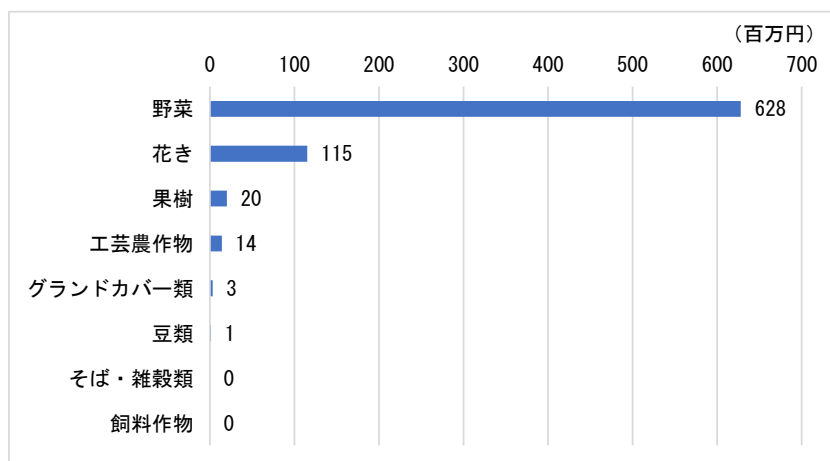
資料：農林業センサス

## ⑩農業産出額

農業産出額をみると、瑞穂町全体では、平成 30（2018）年は 782 百万円であり、内訳は「野菜」が 628 百万円（80.3%）を占めています。次いで「花き」が 115 百万円（14.7%）となっています。

東京都と農業産出額の構成割合を比較すると、東京都も野菜の割合が多いものの平成 30（2018）年では 69.5%であり、瑞穂町が 80.3%のため、10 ポイント以上多くなっています。

■ 農業産出額



資料：東京都の地域・区市町村別農業データブック

■ 農業産出額の東京都との比較

(百万円、%)

| 区分                |     | 合計  | 野菜     | 果樹     | 稲・麦類  | 豆類  | そば・雑穀類 |     |
|-------------------|-----|-----|--------|--------|-------|-----|--------|-----|
| 平成 28 年<br>(2016) | 瑞穂町 | 実数  | 789    | 631    | 21    | x   | 0      | 0   |
|                   |     | 構成比 | 100.0  | 80.0   | 2.7   |     | 0.0    | 0.0 |
|                   | 東京都 | 実数  | 28,276 | 19,360 | 4,092 | 141 | 7      | 3   |
|                   |     | 構成比 | 100.0  | 68.5   | 14.5  | 0.5 | 0.0    | 0.0 |
| 平成 29 年<br>(2017) | 瑞穂町 | 実数  | 786    | 628    | 20    | x   | 1      | 0   |
|                   |     | 構成比 | 100.0  | 79.9   | 2.5   |     | 0.1    | 0.0 |
|                   | 東京都 | 実数  | 27,906 | 19,327 | 3,837 | 132 | 7      | 3   |
|                   |     | 構成比 | 100.0  | 69.3   | 13.7  | 0.5 | 0.0    | 0.0 |
| 平成 30 年<br>(2018) | 瑞穂町 | 実数  | 782    | 628    | 20    | x   | 1      | 0   |
|                   |     | 構成比 | 100.0  | 80.3   | 2.6   |     | 0.1    | 0.0 |
|                   | 東京都 | 実数  | 27,902 | 19,378 | 3,849 | 126 | 7      | 3   |
|                   |     | 構成比 | 100.0  | 69.5   | 13.8  | 0.5 | 0.0    | 0.0 |

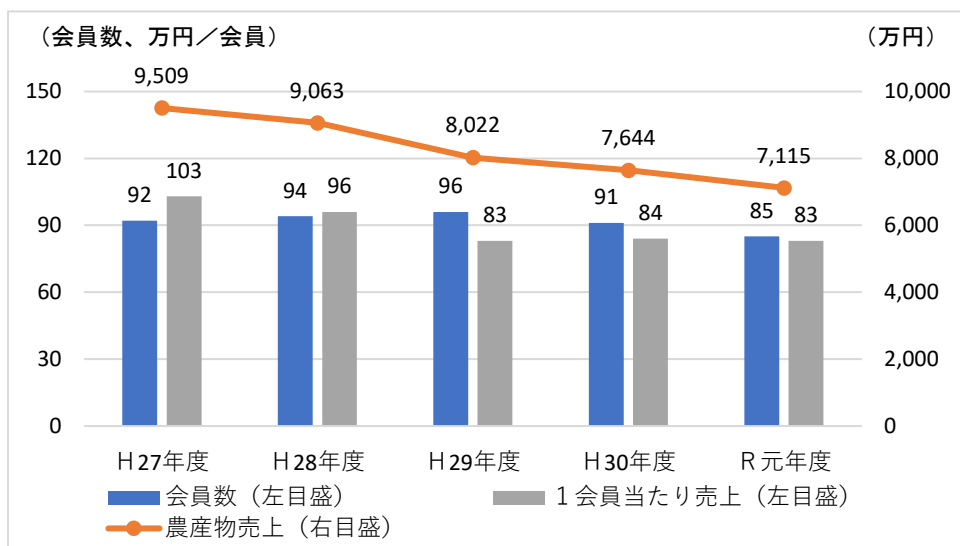
| 区分                |     | 工芸農作物 | 飼料作物 | 花き  | グランドカバー類 | 芝   |     |
|-------------------|-----|-------|------|-----|----------|-----|-----|
| 平成 28 年<br>(2016) | 瑞穂町 | 実数    | 14   | 0   | 117      | 3   | —   |
|                   |     | 構成比   | 1.8  | 0.0 | 14.8     | 0.4 |     |
|                   | 東京都 | 実数    | 107  | 23  | 3,628    | 913 | 3   |
|                   |     | 構成比   | 0.4  | 0.1 | 12.8     | 3.2 | 0.0 |
| 平成 29 年<br>(2017) | 瑞穂町 | 実数    | 14   | 0   | 117      | 3   | —   |
|                   |     | 構成比   | 1.8  | 0.0 | 14.9     | 0.4 |     |
|                   | 東京都 | 実数    | 152  | 23  | 3,514    | 908 | 3   |
|                   |     | 構成比   | 0.5  | 0.1 | 12.6     | 3.3 | 0.0 |
| 平成 30 年<br>(2018) | 瑞穂町 | 実数    | 14   | 0   | 115      | 3   | —   |
|                   |     | 構成比   | 1.8  | 0.0 | 14.7     | 0.4 |     |
|                   | 東京都 | 実数    | 149  | 22  | 2,472    | 892 | 3   |
|                   |     | 構成比   | 0.5  | 0.1 | 8.9      | 3.2 | 0.0 |

資料：東京都の地域・区市町村別農業データブック

### ⑪農畜産物直売所売上

ふれっしゅはうすの売上金額は、令和元(2019)年度が7,115万円であり、平成27(2015)年度の9,509万円から減少しています。

■農畜産物直売所ふれっしゅはうす売上推移

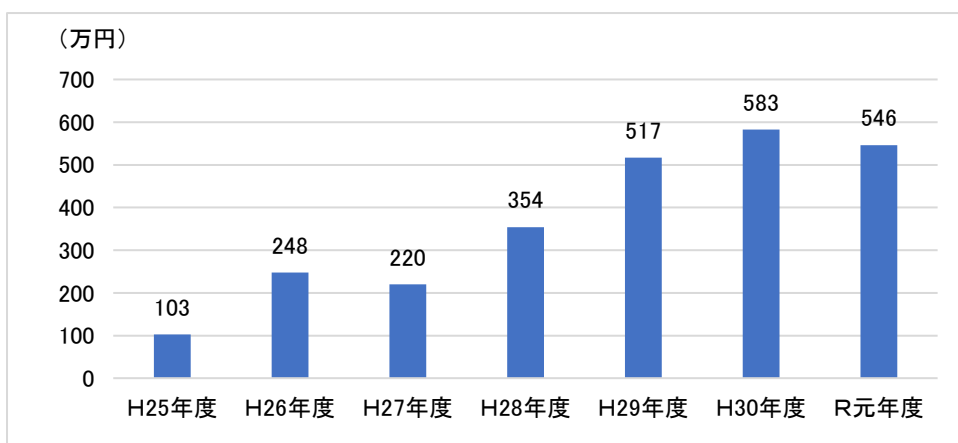


資料：瑞穂町農畜産物直売所通常総会資料

### ⑫学校給食取扱高（羽村・瑞穂地区学校給食センター分）

学校給食センターでは契約栽培を導入しており、令和元(2019)年度が546万円であり、平成25(2013)年度の103万円から大きく増加しています。

■学校給食推移取扱高推移



資料：産業課資料

## (2) 瑞穂町の農業施策について

### ①瑞穂町農業委員会との連携

農業委員会は農地関係法に定める法令業務のほか、農地等の利用の最適化の推進に関する活動を行う市町村ごとに設置されている行政委員会で、担い手への農地貸借の促進や遊休農地の解消に向けて町と連携して取り組んでいます。農業委員会の活動として町の農業を見て、知ってもらうことを目的に「農ウォーク」や「旬を食す」など事業を実施しているほか、不耕作地の解消を目的として、近隣の福祉施設と連携した小麦畑づくりを実施しています。

### ②新規就農者の受入れ

瑞穂町は、これからの町の農業を担う人材として期待される新規就農者を農業委員会と連携して積極的に受け入れてきました。農業経営基盤強化促進法による利用権設定では平成 21 (2009) 年に都内で初の新規就農者を受け入れて以来、令和 2 (2020) 年 3 月末時点で 16 人の新規就農者を受け入れました。新規就農者の定着に向けた支援として、国や都と連携して就農直後の経営確立を支援する資金を交付する農業次世代人材投資事業や収益性の高い農業を展開するために必要な施設の整備や機械設備の導入などの取組に対して支援する新規就農者定着支援事業などを実施しています。

### ③認定農業者への支援

地域の農業を担う認定農業者に対しては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定や農地中間管理事業による貸借等をすすめ、経営面積の拡大につとめてきました。認定農業者への支援として、都と連携して農業経営の向上及び地域を活性化させるための農業施設整備等への支援を行う都市農業活性化支援事業などを実施しています。瑞穂町の認定農業者数は令和 2 (2020) 年 3 月末時点で 31 経営体となっており、令和 2 (2020) 年農林業センサスの販売農家数 115 戸の約 27%になります。なお、東京都の認定農業者数は令和 2 (2020) 年 3 月末時点で 1,681 経営体となっており、令和 2 年 (2020) 農林業センサスの販売農家数 4,602 戸に対して約 37%となるため、東京都の平均より少ない状況です。

### ④農畜産物の P R

瑞穂町の農業の特色としては、野菜農家以外にもシクラメンなどの花き農家、狭山茶を栽培している茶農家や畜産農家など多様な農業者がいます。特に茶とシクラメンは圃場面積・収穫量(出荷量)ともに都内第 1 位(東京都農産物生産状況調査(平成 30 年産)調べ)で、シクラメンは「みずほ育ちのシクラメン」としてみずほブランドに認定し、町外に積極的に P R しています。野菜については、平成 30 (2018) 年の農業産出額の上位であるトマトについては「東京みずほトマト」としてみずほブランドに認定しています。



### ⑤町民農園

町民が農業に触れ合える場所として、平成 12 年 4 月に開園した町民農園があり、令和 2 (2020) 年 3 月末時点で 145 区画あります。町民農園は開設以来ほぼ全区画が利用され、農に親しむ交流の場となっています。

### ⑥農畜産物直売所ふれっしゅはうす

生産者の顔が見える安全・安心な農畜産物を購入できる場所として、農畜産物直売所ふれっしゅはうすがあります。売場面積の拡充強化の要望に伴い、平成 5 (1993) 年に現在のふれっしゅはうすの場所に新設し、瑞穂町農畜産物直売所運営委員会による運営方式は現在まで継続しています。運営委員会への支援として、農畜産物直売所運営費補助金を交付しています。

## (3) 瑞穂町の関連計画等

### ①第 5 次瑞穂町長期総合計画

瑞穂町の最上位計画である第 5 次瑞穂町長期総合計画（令和 3 (2021) 年 3 月策定）では、将来都市像に『すみたいまち つながるまち あたらしいまち ～“そうぞう”しよう みらいにずっとほこれるみずほ～』を掲げ、重視すべき視点として<町の魅力を際立たせる><資源を磨き生活の質を豊かにする><つながる地域づくり><危機に備える>を位置づけています。なお、将来人口は、令和 12 (2030) 年に 33,000 人と設定しています。

### ②瑞穂町産業振興ビジョン

瑞穂町産業振興ビジョンは、平成 25 (2013) 年 4 月に瑞穂町の産業（農業、商業、工業、観光）全体の統合的な将来の目指すべき方向性と、そのために実施すべき施策を示した計画です。この計画では、『みんながつくる「マイスター交流・育成都市」』を産業振興のコンセプトに掲げています。

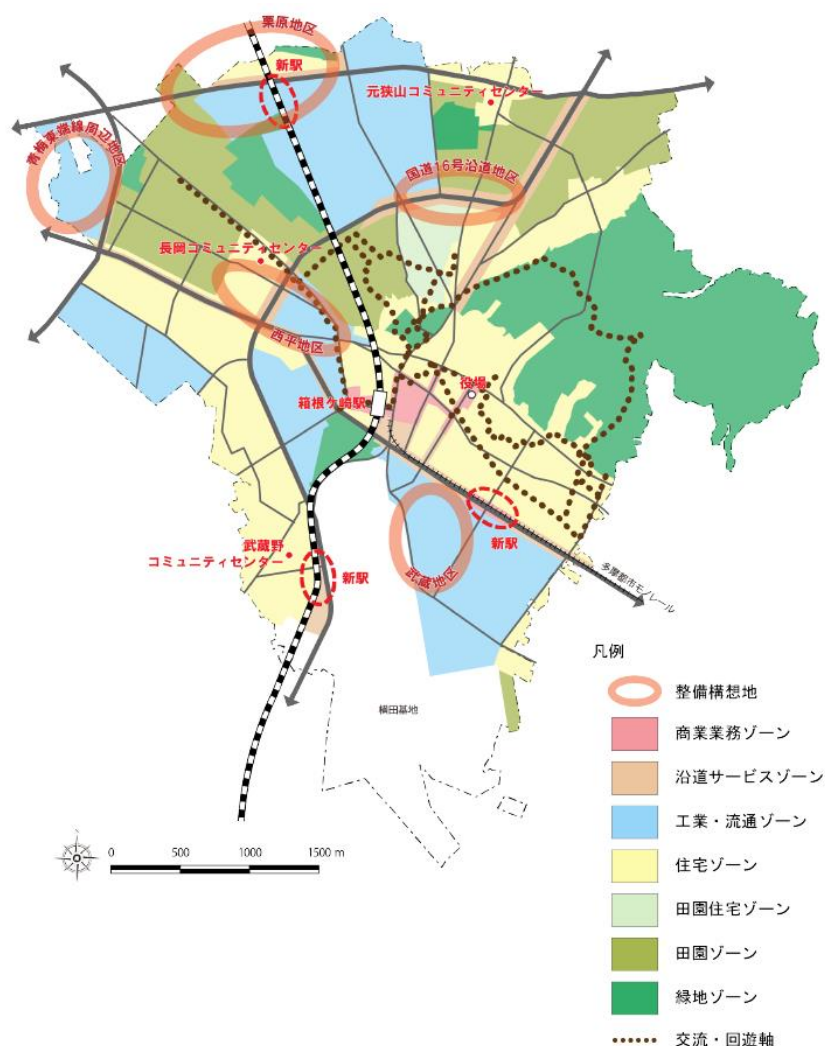
### ③農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 6 条の規定に基づき市町村が定めることができるもので、平成 26 (2014) 年 9 月に農業経営基盤の強化の促進に関する目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標や新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を示した構想です。

#### ④瑞穂町都市計画マスタープラン

瑞穂町の都市計画にかかる基本的な方針を示す瑞穂町都市計画マスタープラン（令和3（2021）年3月策定）では、将来都市像に『新たな流れを創出する都市 瑞穂～未来都市構想～』を掲げ、基本施策として〈交通の要衝として発展するまち〉〈安全・安心で快適に住み続けられるまち〉〈多くの人が行き交い、ふれあいが育まれるまち〉〈豊かな自然と調和したまち〉を掲げています。また、土地利用の方針として、「ゾーンごとに計画的な土地利用をすすめるとともに、ゾーン縁辺部では周辺環境との調和をはかりつつ良好な環境維持につとめ、秩序あるまちを形成します。」と定めています。

■土地利用方針図（瑞穂町都市計画マスタープランより抜粋）



#### (4) JAにしたま農業振興計画

「JAにしたま農業振興計画」は、令和元（2019）年6月に、令和10（2028）年を目標に策定されました。JAにしたまは、瑞穂町と福生市、羽村市の2市1町を管内としており、平成27（2015）年国勢調査時点では、総農家数548戸のうち399戸、72.8%を瑞穂町が占めています。

同計画では、『協同活動で地域の未来を拓く』を目標に、3つの基本目標を示しています。

- 基本目標1 担い手の育成と農業者の所得増加
- 基本目標2 管内の農地を保全する
- 基本目標3 実現を支えるJA経営基盤の拡充

#### (5) 町の農業の現状のまとめ

瑞穂町の農業の現状について、以下のとおり整理しました。

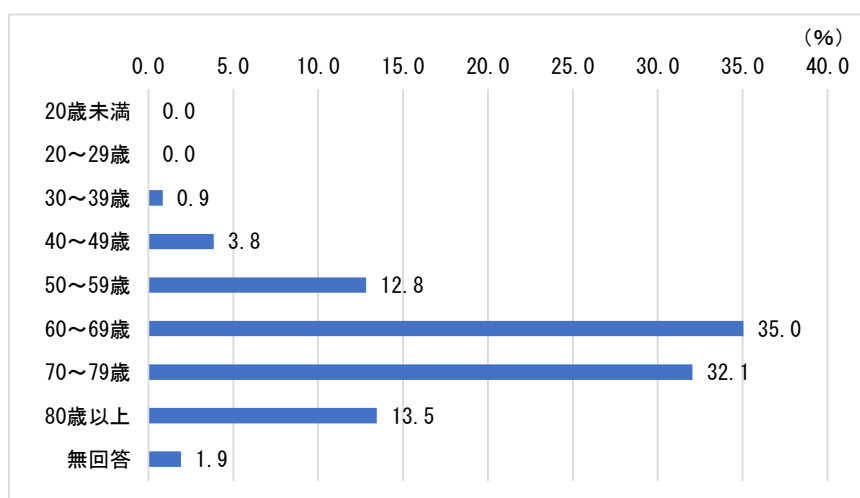
- ①販売農家数、経営耕地面積のうち畑の面積は、この10年間で販売農家数が約4割、経営耕地面積が約3割減少している。
- ②農産物販売金額規模別経営体数は東京都全体と比較すると「農産物の販売なし」と「50万円未満」の層が多い一方で、「1,000万円以上」の層も多い。
- ③新規就農者を積極的に受け入れている一方、認定農業者数については販売農家の割合で東京都全体と比較すると少ない。
- ④茶とシクラメンの圃場面積・収穫量（出荷量）は都内1位、みずほ育ちのシクラメン及び東京みずほトマトはブランド化し、町外に積極的にPRしている。
- ⑤農畜産物直売所ふれっしゅはうすの売上金額は5年間で2割以上減少しており、会員数も減少傾向がみられる。

### 3 農家及び農地所有者の意向

令和元（2019）年度に行った農家及び農地所有者意向調査の集計結果は以下のとおりです。なお、回答者数は468人（844人を対象に行い、回収率55.5%）です。

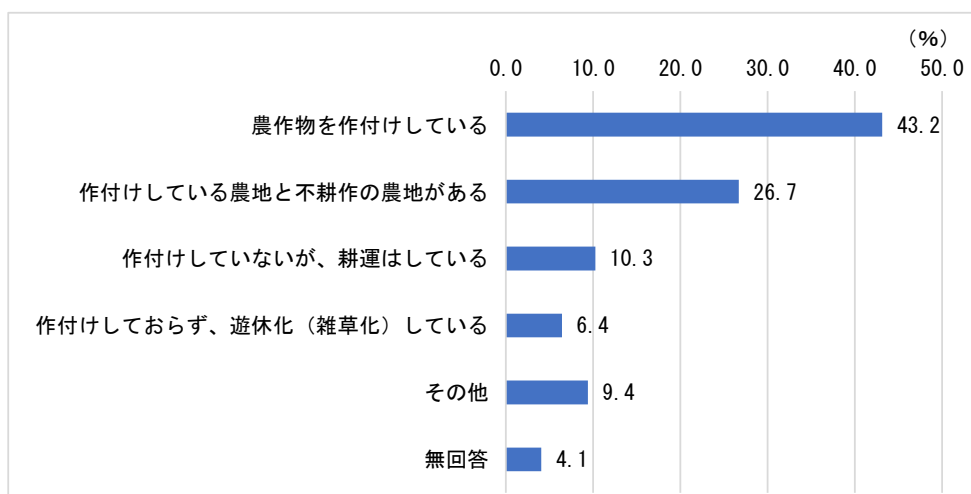
#### （1）回答者の年齢

年齢をみると、「60～69歳」が35.0%で最も多く、次いで「70～79歳」が32.1%であり、「60歳以上」は80.6%で約8割を占めています。



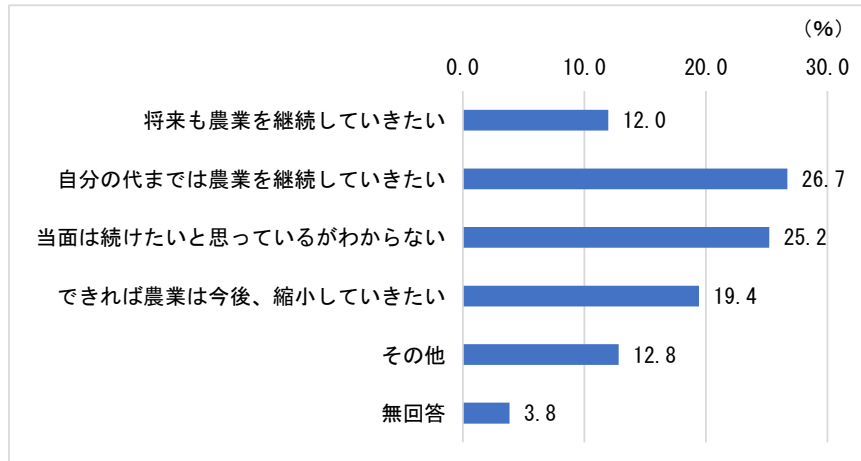
#### （2）農地の活用状況

農地の活用状況については、「農作物を作付けしている」が43.2%、「作付けしている農地と不耕作の農地がある」が26.7%、「作付けしていないが、耕運はしている」が10.3%となっています。「作付けしておらず、遊休化（雑草化）している」は6.4%でした。



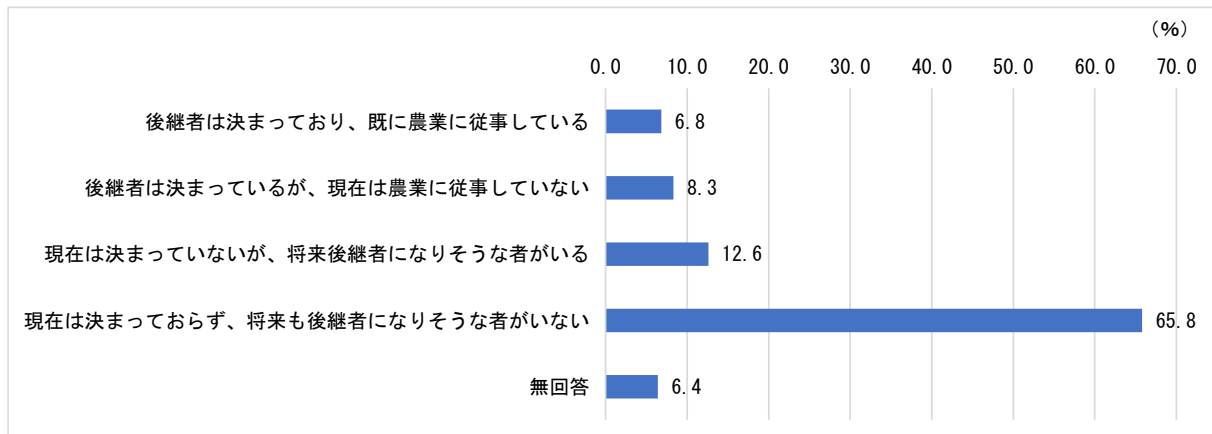
### (3) 今後について

今後については、「自分の代までは農業を継続していきたい」が26.7%、「当面は続けたいと思っているがわからない」が25.2%、「できれば農業は今後、縮小していきたい」が19.4%となっています。「将来も農業を継続していきたい」は12.0%でした。



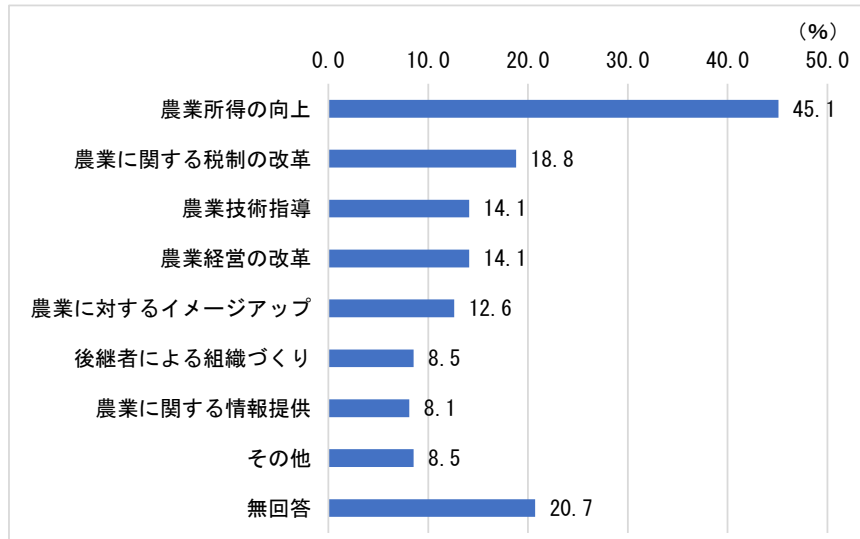
### (4) 農業後継者の有無

農業後継者の有無は、「現在は決まっておらず、将来も後継者になりそうな者がいない」が65.8%と、7割近くに達しています。



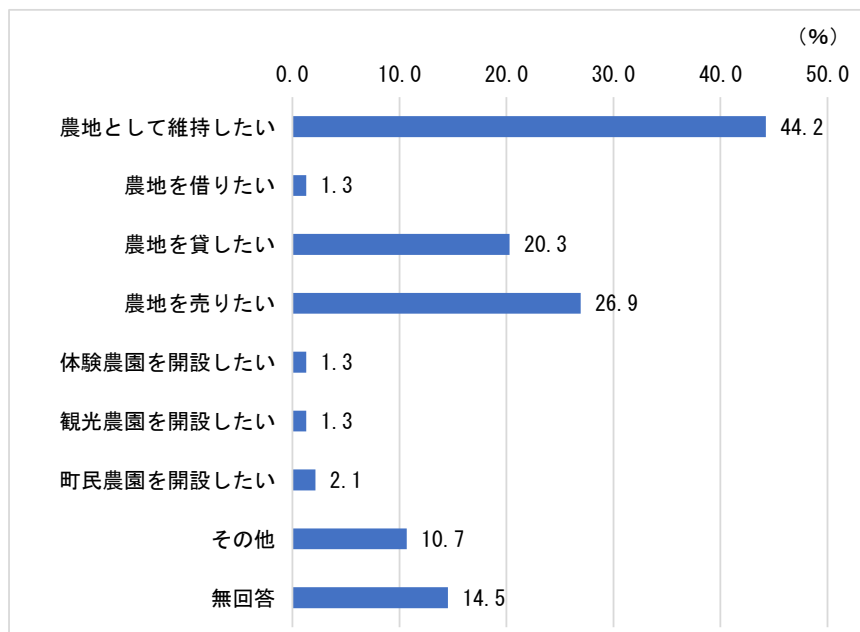
## (5) 農業後継者を育てるために必要なこと

農業後継者を育てるために必要なことは、「農業所得の向上」が45.1%で最も多く、次いで「農業に関する税制の改革」が18.8%、「農業技術指導」と「農業経営の改革」がともに14.1%となっています。



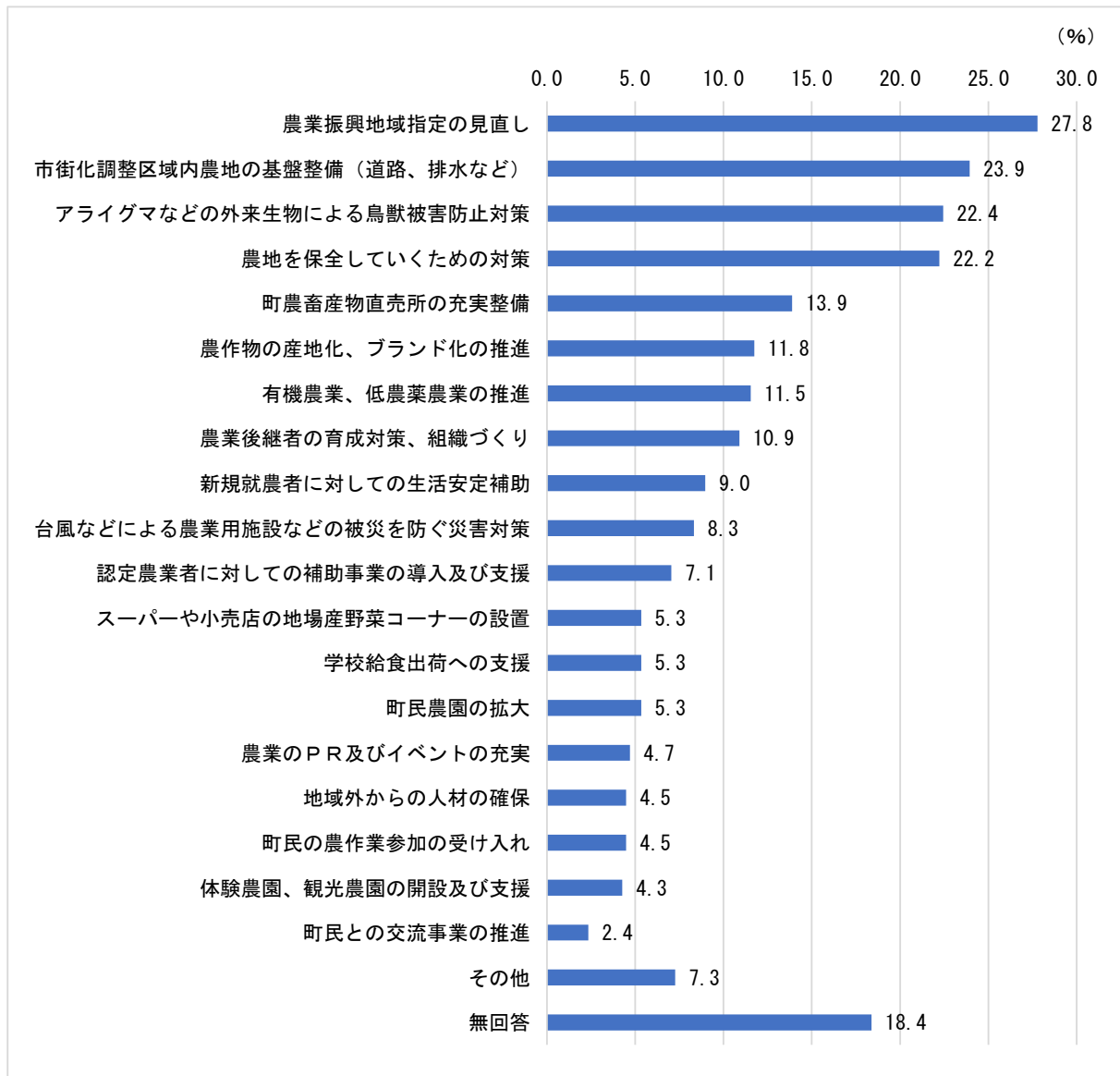
## (6) 今後10年間の農地の活用方法

今後10年間の農地の活用方法については、「農地として維持したい」が44.2%となっていますが、「農地を売りたい」(26.9%)と「農地を貸したい」(20.3%)を合わせると47.2%となっています。



## (7) 今後の農業施策で重視してほしいこと

今後の農業施策で重視してほしいことは、「農業振興地域指定の見直し」が27.8%、「市街化調整区域内農地の基盤整備（道路、排水など）」が23.9%、「アライグマなどの外来生物による鳥獣被害防止対策」が22.4%、「農地を保全していくための対策」が22.2%のほか、「町農畜産物直売所の充実整備」が13.9%などとなっています。

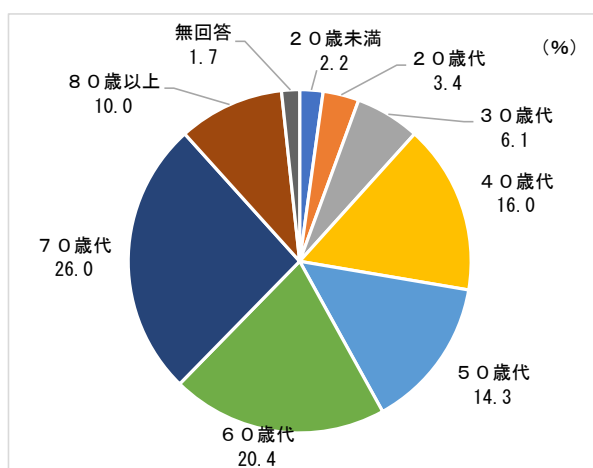


## 4 町民（消費者）の意向

令和 2（2020）年度に行った農業に関する町民アンケート調査の結果概要は以下のとおりです。なお、回答者数は 412 人（1,000 人を対象に行い、回収率 41.2%）です。

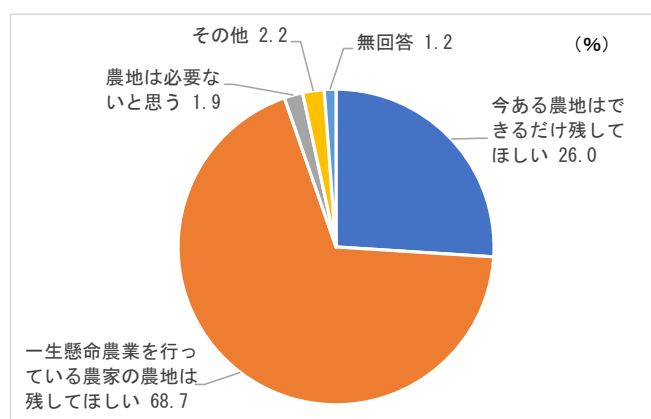
### （1）回答者の年齢

回答者を年齢別にみると、「70 歳代」が 26.0%、「60 歳代」が 20.4%であり、「80 歳以上」の 10.0%を含めると、「60 歳以上」が 56.4%となっています。



### （2）農地の保全

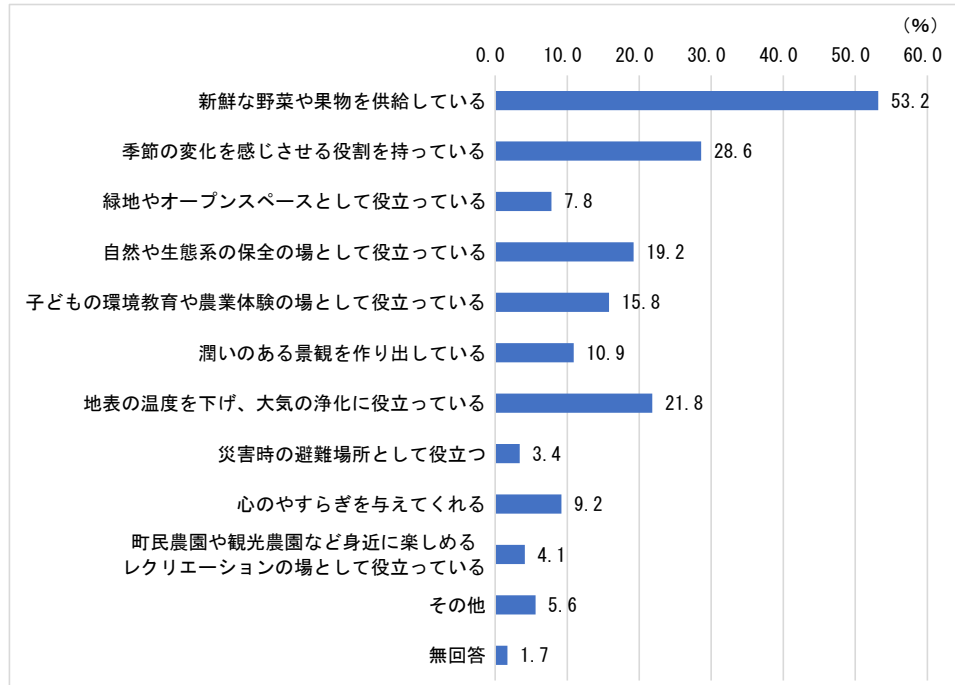
瑞穂町の農地について、「一生懸命農業を行っている農家の農地は残してほしい」が 68.7%、「今ある農地はできるだけ残してほしい」が 26.0%となっており、合わせて 94.7%が「農地を残したい」としています。





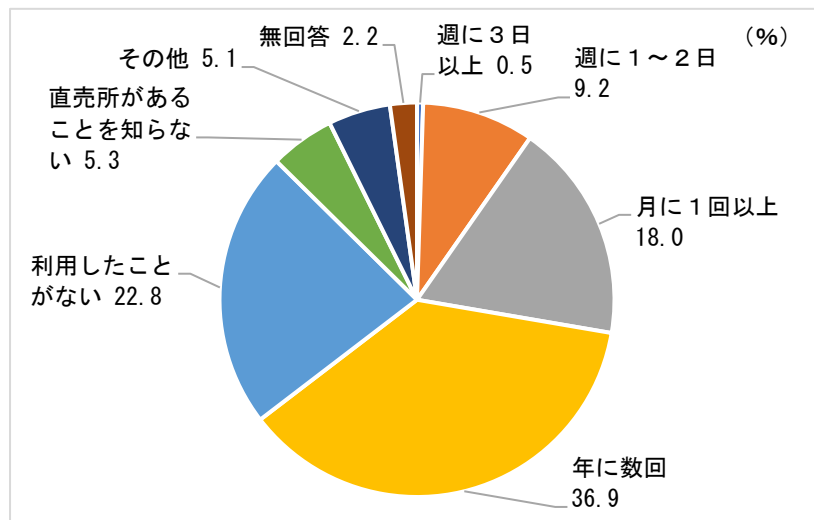
### (3) 農業・農地のイメージ

瑞穂町の農業・農地へのイメージは、「新鮮な野菜や果物を供給している」が53.2%で最も多く、次いで「季節の変化を感じさせる役割を持っている」が28.6%、「地表の温度を下げ、大気の浄化に役立っている」が21.8%などとなっています。



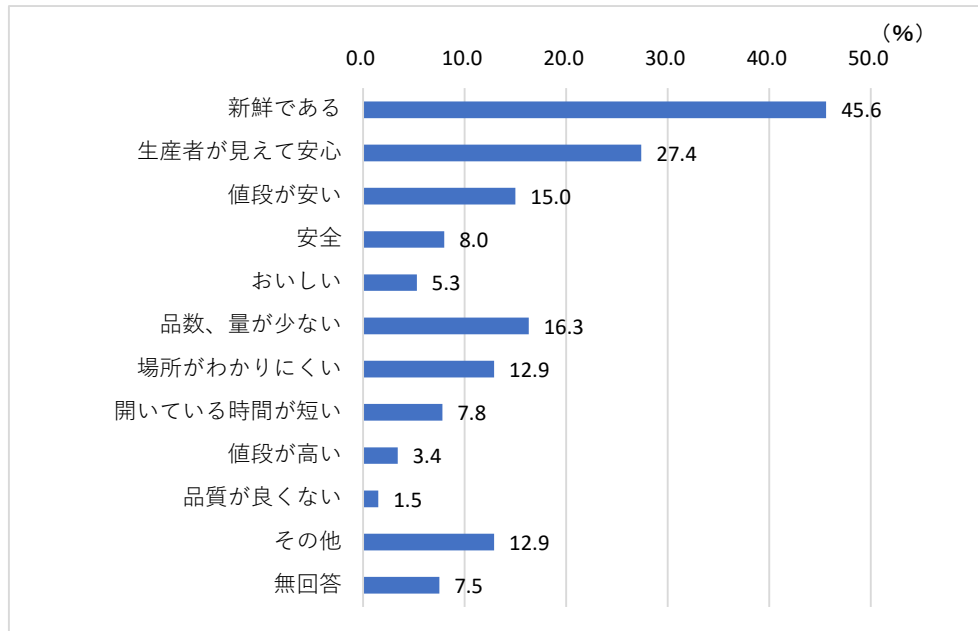
### (4) ふれっしゅはうすの利用

瑞穂町農畜産物直売所ふれっしゅはうすの利用頻度については、「週に3日以上」が0.5%、「週に1～2日」が9.2%、「月に1回以上」が18.0%、「年に数回」が36.9%であり、「利用したことがない」が22.8%、「直売所があることを知らない」が5.3%となっています。「利用したことがある」のは64.6%です。



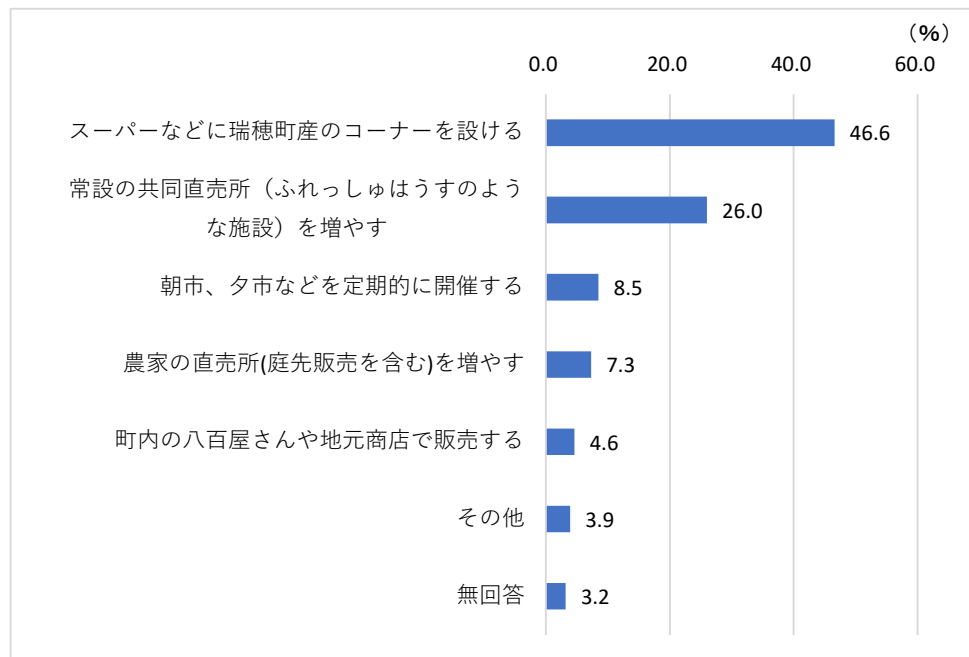
## (5) ふれっしゅはうすに感じること

ふれっしゅはうすに感じることは、プラス面では「新鮮である」が45.6%、「生産者が見えて安心」が27.4%、「値段が安い」が15.0%などであり、マイナス面では「品数、量が少ない」が16.3%、「場所がわかりにくい」が12.9%などとなっています。



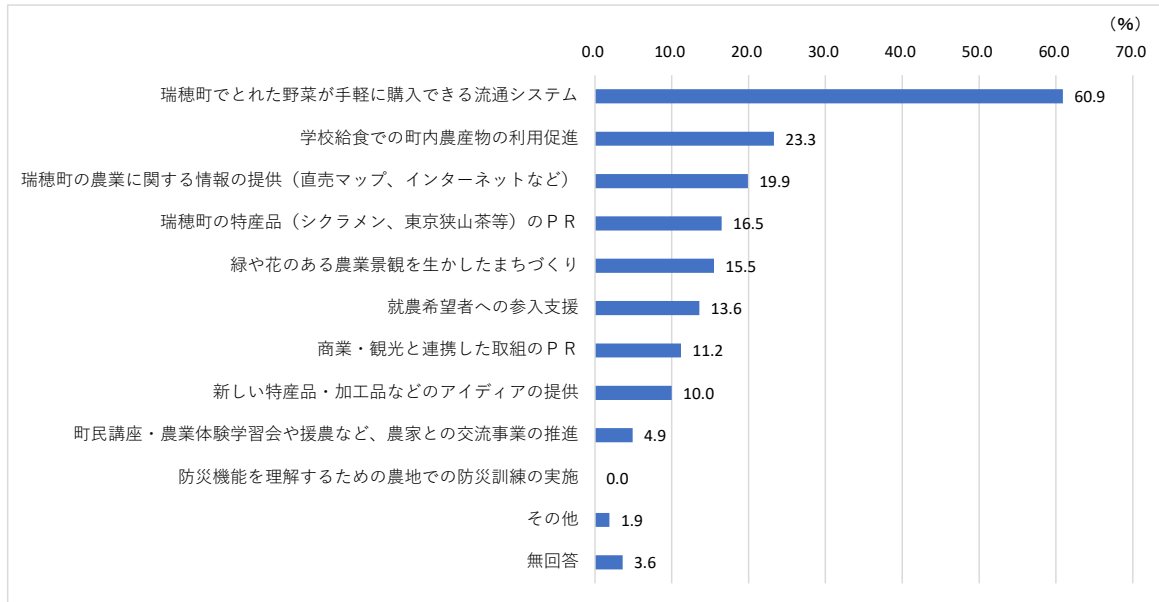
## (6) 瑞穂町産農産物を購入しやすくするために

瑞穂町産の農産物を購入しやすくするためには、「スーパーなどに瑞穂町産のコーナーを設ける」が46.6%、「常設の共同直売所（ふれっしゅはうすのような施設）を増やす」が26.0%、「朝市、夕市などを定期的で開催する」が8.5%などとなっています。



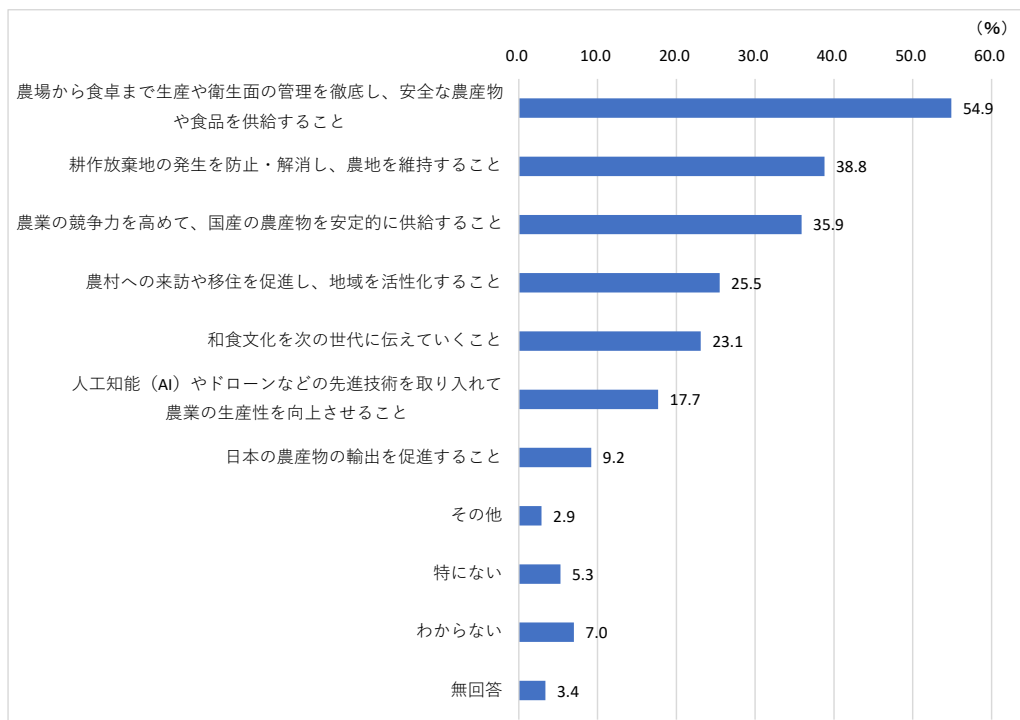
## (7) 農業への理解や関心を高めるために

町の農業への理解や関心を高めるために重要なのは、「瑞穂町でとれた野菜が手軽に購入できる流通システム」が60.9%で最も多く、次いで「学校給食での町内農産物の利用促進」が23.3%、「瑞穂町の農業に関する情報の提供(直売マップ、インターネットなど)」が19.9%などとなっています。



## (8) 農業政策への期待

農業政策への期待は、「農場から食卓まで生産や衛生面の管理を徹底し、安全な農産物や食品を供給すること」が54.9%、「耕作放棄地の発生を防止・解消し、農地を維持すること」が38.8%、「農業の競争力を高めて、国産の農産物を安定的に供給すること」が35.9%などとなっています。



## 5 地域振興プロジェクトにおける検討

令和元（2019）年度に行った地域振興プロジェクトにおいて、地域農業を牽引する農業者から、定年等で所有する農地を活用しようとしている農業者、新規就農者等、多様な農業者があり、これらの農業者がいきいきと農業を行えるようにするための課題等について検討を行いました。

この中で、瑞穂町には多様な農業者がいることから、町の農業生産を担う農業者を便宜的にカテゴリ分けし、そのニーズに応じた支援のあり方を示しました。

- (1) トップ・ランナー
- (2) アグリ・ファミリー
- (3) アグリ・コミュニティ・リーダー
- (4) ヘルシー・ファーマー
- (5) ノー・セイラー
- (6) ネオ・ファーマー
- (7) アグリ・サポーター

### (1) トップ・ランナー

**(瑞穂町の農業の中核として規模拡大・安定的発展を目指す農業者)**

(産出額) 2,000 万円程度以上

(特徴) ・ 企業的要素が強く、経営主の家族のみならず、雇用される職員の家庭もこの経営により維持されている。経営規模縮小は考えにくい

・ 町の産業としての農業を左右するような層

(課題) ・ 労働力としての人材だけでなく、経営や管理に関わる人材も確保

・ 優良農地を確保するとともに集約化を図る

・ 個々の経営自体がブランド化しているため、農業者に応じた支援の形が必要

## **(2) アグリ・ファミリー**

**(家族で農業を営んでおり、農業所得を中心に生計を立てている農業者)**

(産出額) 800 万円から 1,000 万程度以上

(特徴) ・家族で営農しており、補助的にパート等の雇用もある。家族の状況に応じて生産規模に変化が生じる

・家族経営農業を継続したいという経営体が多い

(課題) ・家族員の労働力が低下すると生産規模や産出額が低下し、所得低下にもつながる

・家族の状況に応じた生産力と所得確保

・労働力低下に伴う遊休農地化

## **(3) アグリ・コミュニティ・リーダー**

**(農産物を直売所や量販店などに年間を通し出荷する農業者)**

(産出額) 200 万円から 800 万円

(特徴) ・個人とそれを手助けする家族等での経営

・給与・年金等の所得と合わせて生計、労働的には農業中心

(課題) ・経営の中心になる個人が労働できなくなると、農地の遊休化等生じやすい

・定年後等就農した人、新規就農した人の技術レベルの向上

## **(4) ヘルシー・ファーマー**

**(直売所等に通年出荷はしていないが、農産物を生産している農業者)**

(産出額) 30 万円から 200 万円

(特徴) ・年間を通して、販売品目があるときは直売所等に出荷

・品目によっては高い技術力を持っている生産者もいる

(課題) ・所有している農地の一部しか活用されていない

・生産が流通に結び付きにくい

### **(5) ノー・セイラー**

**(農地を保有しているが、農業を行っていない人)**

(産出額) 0 万円

(特徴) ・生産したものは自家消費のみ

・作付けを行わず、管理（耕耘）のみしている

(課題) ・農地を持て余している

・農地の遊休化が生じている

### **(6) ネオ・ファーマー**

**(農業経営に参入したての人)**

(産出額) 0 万円

(特徴) ・新規就農し、農業経営に参入したての人

・新規就農希望者

(課題) ・農地、農機具、農作業所、水、電気、住居等の生産基盤の確保が難しい

・地域や地域の農業者との溶け込み

### **(7) アグリ・サポーター**

**(農業に興味があり、関わりを持ちたいと考えている人)**

(産出額) 0 万円

(特徴) ・植物や動物を育てたり、土と親しんだ生活をしたい人

・趣味的に農業をしたい人

(課題) ・趣味的に農業参入したい人への支援・農地の確保方法がない

## 6 農家地区別懇談会

令和2(2020)年度に行った農業に関する農家地区別懇談会において参加者から出た意見については以下のとおりです。

### 担い手支援について

- ・新規就農者には資材の購入など支援があるが、子どもが農業を継ぐ親元就農のとき、支援がない。
- ・新規就農者で、農業だけで生活できていない状況もある。農業以外にアルバイトをしている人も。地域に合った作り方、育て方を聞けるようになるとよい。トラクターを格納する倉庫がないので、畑に置きっぱなしの状態もある。施設があればその中に入れておくことができる。
- ・農業だけで新規就農するには、5反くらいほしいところ。最初から5反は大変なので、2~3反くらいから初めて、だんだん拡大していけばよいと思う。
- ・東京都と一緒に、新規就農者だけでなく農家の後継者への支援をしてほしい。
- ・定年後、農業が励みになって、収入は少なくとも十分で元気に暮らせるという人もいると思う。
- ・私で終わりかなと思っていたが、次男が農業を継いでいる。若い人で就農したいという人もいるようだ。ただ思いだけではやっていけないが、若い人が新規就農するのは、瑞穂あたりがいいところだと思う。
- ・後継者がいない、担い手がいないというのは、収入がないからだと思う。農業は、自分で生産して売らなければいけない。この問題の解決を考えていく必要がある。
- ・認定農業者、認定新規就農者への支援を充実してほしい。やる気のある農業者への補助、生産奨励を進めてほしい。ビニールマルチの適正処理も。町独自の支援を検討してほしい。

### 出荷先について

- ・キャベツと小松菜を中心に、学校給食に提供している。学校給食であれば袋詰めをしなくてよい。出荷の手間を省けるルートが望ましい。
- ・新規就農者は、直売所での販売が大きなウエイトを占めていると思う。直売所の機能改善を考えていく必要がある。
- ・農家の販売先は、市場がなくなったので、スーパー、直売所などがメインとなる。販売していくのは農家であり、直売所をもう少し充実してほしい。コロナで利用者が増えているので、行政も力を入れてほしい。
- ・コロナ禍の中で、販路の問題などがあった。レストランや保育園に提供していたが、休業、休園になって、売り上げは減少した。また、給食にネギなどの野菜を提供していたが、それがなくなった。

## 農畜産物直売所について

- ・ 口コミでおいしい直売所の情報があると、買いに行く。地元の農産物を食べようというPRと、美味しい農産物の生産を進める。
- ・ 直売所も、行ってみたいと思うような施設、運営が必要だと思う。直売所では、無いものを他から仕入れるなど、品ぞろえが必要となる。直売所兼集出荷所の機能を持たせられないか。他地域、都心方面へ出荷していくなど。西多摩農協では、直売所を統合しようという検討をしているようだ。アイスクリームを食べられたり、1時間いることができたりするような。分業式、集荷、買い取り制など、新しく作る時は、補助金を活用したりすることになると思うが、運営方法を含め検討していく必要がある。
- ・ 直売所に防災機能や農業体験もできる機能を付加することもできる。
- ・ 直売所は、土地は借地、建物は町が建て、運営は農家の自主的な運営協議会でやっているが、農家だけで運営を行うのは限界である。農協に運営を委託したほうがよい。
- ・ コロナ禍で、突然、直売所に人が来るようになった。学校も休みで加工品もたくさん売れるようになった。しかし、手がないので、人材がほしい。
- ・ 沖縄の嘉手納の道の駅は、滑走路の延長上にあり、屋上から一望でき、一大観光スポットになっている。瑞穂でも、同じような拠点を作れないか。直売所、加工、飲食、展望、体験農園などを含めた施設を考える。

## 今後の農業について

- ・ この10年間で農家戸数が100戸減少している。今後、加速度的に減少していくことが懸念される。この10年は重要な期間となる。有意義な計画としていく必要がある。
- ・ 自分で管理が出来なくなったときは、新規就農者などへ農地を貸すこともあるかもしれない。できなくなれば、売るなり、貸すなりしていくことになる。
- ・ 瑞穂では、交通の便がいいなど、アパートを建てても入ってくれるので、農業への切迫感は薄い。そのような中で、魅力的な農業になるか。

## 農地利用について

- ・ 瑞穂町の農地は調整区域で約250ha、市街化区域で約40haくらいである。そのうち農作物が生産されているのは160haくらいである。未利用農地が結構あると思う。体験型、観光型の農園が出てきており、未利用農地を活用する。
- ・ 防災面からも農地の保水機能などは大切である。
- ・ 農地パトロールをすると、荒れている農地が多いと感じる。
- ・ 不耕作農地を解消するには、機械の大型化に対応して、搬入路、農道の整備が必要だと思う。

## 生産緑地制度の導入

- ・ 生産緑地制度がないので、市街化農地の固定資産税が高い。野菜では税を払えず、経費も出ない。生産緑地と同様の制度ができればと思う。



- ・郡部だけ、生産緑地制度を導入していない。生産緑地制度を導入すれば、固定資産税を軽減できるので、市街化区域の農地を守るためには、導入を検討すべきではないか。

### **農業経営について**

- ・個々の農家の経営なので、生産活動だけでなくその他の煩雑な業務が多い。生産に集中できる方法がないか。
- ・ビニールなどの廃品処理は、農協で回収しているが値段が上がり、補助していただきたい。
- ・6次化で、形が悪くて出荷できない野菜を活用できるようになればよい。売り先があれば、6次化も考えられる。
- ・大規模にして人を雇うと、人件費など固定費がかかってくる。労働力の共有化は進められないか。
- ・新型コロナウイルスの関係で、植木生産ができなくなった。長年にわたって育てた植木を処分せざるをえない。
- ・高齢化を感じる。10年やってきて、だいぶ顔ぶれが変わってきている。専業でバリバリやっていた方が抜けたり、農地を貸していたりして、前のようにはない。
- ・直売所で、上位の売上の方は数百万円になるが、新規就農の方は2年くらいで100万円になるようにしていければいいのではないか。
- ・日照りで散水するのに、水道水は費用が高いので、井戸を掘る補助をお願いしたい。

### **農業振興地域の見直し**

- ・農振地域でこれからも農業をやっているだろうか。食べていけるだけの収入が得られるか。農振の見直しは検討課題として位置づけていただきたい。

### **特産品づくり**

- ・トマトを作っている農家で、出荷するまでもなく売れているところもある。選ばれる、ファンが付く農産物を作っていかなければと思う。
- ・加工品を作っているのだから、商工会にみずほブランドにしてほしいといったら、野菜は瑞穂町で作っているが、加工は委託で国立市なので、だめだとのことだった。町内で加工ができればと思う。
- ・瑞穂農芸高校があるので、生徒と連携して加工品の提案をしていただくなどできないか。

### **体験農園について**

- ・指導付きの体験農園が、都内で増えている。瑞穂町でも、農家は生産するだけでなく、自分ができなくなっても指導者としてかかわっていくという方法もある。

## 7 農業振興の課題

瑞穂町の農業の現状や農家及び農地所有者の意向、町民アンケートの結果などを踏まえ、以下のとおり瑞穂町の農業振興の課題を整理しました。

### (1) 担い手の確保

瑞穂町の農業を振興していくうえでその基盤となる一つが、担い手の確保です。現在、担い手の中核的役割を果たしている認定農業者のさらなる経営基盤強化を図るとともに、新たに認定農業者の基準を緩和した認証農業者制度の導入を検討し、農業者の確保を進める必要があります。

さらに、新規就農者、農業後継者、定年帰農者などについても、地域農業の担い手、中核的な農業者として育成していく必要があります。いかに新規就農者などに技術を伝えていくかが課題となります。女性就農者は既に重要な役割を担っており、家族経営協定の普及なども、地域の農業力を高めるうえで重要となります。

### (2) 農地の維持

農業の振興を図るうえで、優良な農用地を維持していくことが不可欠となります。未利用農地や荒廃農地を解消し、農地として利用されるよう、農地の貸借をより一層促進する必要があります。

また、農地を町民農園や体験農園、観光農園として活用することにより、農業への理解促進、農業に係る関係人口の増を図ることも、農地として維持することにつながります。

### (3) 新たな農業経営

I o TやA Iを使ったスマート農業の導入が全国的に進んでおり、担い手不足を解消し作業の効率化を図るためにも、機械化に合わせてスマート農業への取組を促進していく必要があります。

### (4) 新たなブランド化の推進

特産品や加工品により農畜産物に付加価値を高めていくことは、安定した農業経営のために不可欠であり、新たなブランド品の開発支援に取り組む必要があります。農業法人化や家族経営協定の普及なども、地域の農業力を高めるうえで重要となります。

### (5) 販売・地産地消

農業を生業として維持していくためにも、生産した農畜産物の出荷先の確保が必要です。このため、農畜産物直売所を充実させるとともに、庭先直売、学校給食への瑞穂町産農畜産物の販路拡大を推進していく必要があります。農業者は安全安心な農畜産物を生産し、地元で消費される、そのような地産地消のしくみを拡充する必要があります。

## 第2章 瑞穂町農業振興の基本方向

### 1 基本理念と将来像

農業振興の基本理念として、将来像を以下のとおり設定し、この将来像をもとに農業者、町民、関係者及び行政が一体となって町の農業振興を図ります。

みらいへつなぐ  
みんなで育てる  
みずほの農業

#### みらいへつなぐ・・・10年後、20年後につなげる農業

優良な農地を維持することは、農畜産物の生産性を高め、販路を拡大し、地産地消により町民の日々の食を支えます。さらに都市における農業は、新鮮な農畜産物の供給だけでなく、農業体験や交流の場、災害時の防災空間、緑の環境の保全、憩いの場などの機能を有しています。このような農業を将来に渡って持続させ、みらいへつなげていくことが大切です。

#### みんなで育てる・・・認定農業者を中核に、町民が支え、みんなで育てる農業

農業を将来に渡って持続させていくためには、その担い手が必要となります。現在、農業従事者の高齢化が急速に進行しており、このままでは担い手不足により農業の持続が困難になります。そのためにも、認定農業者、新規就農者、農業法人等をはじめとした中核的な担い手を確保することが大切です。さらに、町民ができるところから農業を支える取組を促進し、みんなで農業を育てます。

#### みずほの農業・・・このような農業が「みずほの農業」の将来像

全町民が支え、町の農業が豊かになり将来にわたって持続する、このような農業を「みずほの農業」の目標として、振興を図ります。

## 2 基本方針

将来像を実現するための基本方針として、「生産する」「未来へつなげる」「地域と共存する」の3項目を設定し、施策を展開します。

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 1 生産する    | ～生産と所得が増大するやりがいのある農業～ |
| 2 未来へつなげる | ～人材を育てる、持続可能な農業～      |
| 3 地域と共存する | ～地域の交流が生まれ、地域とつながる農業～ |

### 1 生産する～生産と所得が増大するやりがいのある農業～

「みずほの農業」を構築するためには、生産が所得につながり、さらに次の生産につながる好循環を創出する必要があります。そのためには、優良な農地を維持するとともに、町の農業生産を担う農業者のニーズに応じた支援が必要です。農地集積、販路の開拓や拡大及び農畜産物のブランド化・PR、新たな特産品の創出などの取組を推進することで、生産と所得が増大するやりがいのある農業を振興します。

### 2 未来へつなげる～人材を育てる、持続可能な農業～

「みずほの農業」を持続させるためには、農業外からの新規就農者や農業後継者等の新たな担い手が必要です。そのためには、新規就農希望者に対し農地の貸借を支援するだけでなく、就農を開始した新規就農者等が町に定着し、農業を続けられるような取組が必要です。また、農福連携や援農ボランティアなど、農業者以外の担い手を確保する仕組みづくりを構築することで、持続可能な農業を振興します。

### 3 地域と共存する～地域の交流が生まれ、地域とつながる農業～

「みずほの農業」は、地域のすべての産業活動や町民の生活等と密接な関係にあります。町民は、安全でおいしい農畜産物を食するために、農業を理解し、農業者は、誇りを持って安全安心な農畜産物を生産する、そういう関係を構築することが必要です。さらには、産学交流をはじめとした農業を通じた交流が生まれることで、農業が地域を構成する一部として、地域とつながる農業を振興します。

### 3 施策の体系

---

町の基本施策として、3つの基本方針別に以下のとおり設定します。

#### **【基本方針】 1 生産する～生産と所得が増大するやりがいのある農業～**

- 【基本施策】
- 1-① 認定農業者への支援 **重点プロジェクト**
  - 1-② 認証農業者制度（仮称）の検討
  - 1-③ スマート農業の推進
  - 1-④ 農畜産物のブランド化・6次産業化の推進 **重点プロジェクト**
  - 1-⑤ 販路の開拓・拡大
  - 1-⑥ 直売所機能の充実
  - 1-⑦ 農地集積の促進 **重点プロジェクト**
  - 1-⑧ 新たな農業振興のための拠点整備
  - 1-⑨ 農業振興地域整備計画の変更

#### **【基本方針】 2 未来へつなげる～人材を育てる、持続可能な農業～**

- 【基本施策】
- 2-① 新規就農者の受入・支援 **重点プロジェクト**
  - 2-② 農業後継者の育成
  - 2-③ 農業参入する法人に対する支援
  - 2-④ 女性農業者の育成
  - 2-⑤ Uターン農業者（定年帰農者）の育成
  - 2-⑥ 技術承継の仕組みづくりの検討 **重点プロジェクト**
  - 2-⑦ 援農ボランティア制度の推進
  - 2-⑧ 農地バンク制度の検討
  - 2-⑨ 農福連携の推進

#### **【基本方針】 3 地域と共存する～地域の交流が生まれ、地域とつながる農業～**

- 【基本施策】
- 3-① 環境とひとに優しい農業の推進
  - 3-② 鳥獣被害対策の推進
  - 3-③ 環境保全及び都市農業の推進
  - 3-④ 町民及び学校教育との交流推進 **重点プロジェクト**
  - 3-⑤ 地産地消の推進 **重点プロジェクト**
  - 3-⑥ 体験農園・観光農園の推進

## 第3章 重点プロジェクト

瑞穂町の農業振興を進めていくうえで、重点的に取り組む施策・事業を「重点プロジェクト」に位置づけ、その推進を図ることで、農業振興全体の推進を図ります。重点プロジェクトを以下のとおり位置づけます。

- (1) 認定農業者への支援
- (2) 農畜産物のブランド化・6次産業化の推進
- (3) 農地集積の促進
- (4) 新規就農者の受入・支援
- (5) 技術承継の仕組みづくりの検討
- (6) 町民及び学校教育との交流推進
- (7) 地産地消の推進

### (1) 認定農業者への支援

認定農業者に対しては、農業経営改善計画の作成支援、計画の実現に向けた取組への技術や経営の診断・指導を行うほか、国や東京都と連携し、施設等の整備など経営力強化に対する支援を行います。さらに、農業の主要な担い手となる認定農業者の営農を支援するためにも、町独自の新たな支援制度を検討し、導入します。

(施策 1-①)

### (2) 農畜産物のブランド化・6次産業化の推進

消費者ニーズや地域特性を踏まえたうえで、商工業や観光との連携を図りながら、町内産農畜産物を利用した新たな特産品を創出し、SNS の活用や観光事業との連携などにより広く周知することでブランドの確立を図ります。

(施策 1-④)

### (3) 農地集積の促進

農業者の高齢化や担い手不足により、増えつつある不耕作地や遊休農地については、「農業経営基盤強化促進法」や「農地中間管理事業」に基づく農地の流動化を進め、経営面積の規模拡大を目指す認定農業者や新規就農者などの意欲ある担い手の営農規模拡大を促進します。

(施策 1-⑦)

#### **(4) 新規就農者の受入・支援**

農業者の高齢化や担い手不足により、農業者の減少が見込まれるなか、農業外からの新規就農者は、今後の町の農業の担い手として期待されています。新規就農者の中には、大規模な農業者が若い農業者を積極的に雇用した結果、そこから独立したケースもあります。

新規就農者については、引き続き農業委員会と連携して、新規就農希望者への農地のあっせんなどの支援を行うとともに、個人が農業に参入しやすくするために、農地を取得する際の下限面積の緩和などについて研究します。

また、新規就農者が地域へ定着し、農業が継続できるよう、町独自の新たな支援策を検討し、導入します。

##### **(施策 2-①)**

#### **(5) 技術承継の仕組みづくりの検討**

親子代々継承されてきた農業技術は町の農業を支え発展させてきました。これを新規就農者や農業後継者へ継承させていくためには、栽培技術や農業経営等について指導農業者や先輩農家から気軽に指導を受けられる体制づくりが必要です。このような体制を構築し、農業の技術承継を図ります。また、デジタル技術を活用した技術承継についても研究します。

##### **(施策 2-⑥)**

#### **(6) 町民及び学校教育との交流推進**

農業への関心が高まる中、体験農業は農業への理解促進、教育、心身のリフレッシュ、観光の一環など、多様な役割を果たします。体験農業や瑞穂町産業まつりなどのイベント、町民農園を活用した交流を促進します。

また、農作業体験や授業、様々な行事を通じて、町内の小中学校や都立農芸高校等と農業者が交流を図る取組を推進します。

##### **(施策 3-④)**

#### **(7) 地産地消の推進**

地産地消を推進するため、安全で安心な町内産農畜産物をPRし、町民が町内産農畜産物を購入しやすい環境づくりに努めます。また、町内の飲食店に対して町内産農畜産物についての利用の呼びかけを行うとともに、学校給食の利用拡大へ向けた取組を支援します。

農畜産物直売所ふれっしゅはうすについては、引き続き地元の安全・安心な農畜産物を購入できる場として保ち、利便性向上のため、直売所機能の充実を図ります。

##### **(施策 3-⑤)**

## 第4章 施策の展開

基本方針の成果指標及び基本施策ごとに施策内容、役割分担について設定します。

### 1 生産する ～生産と所得が増大するやりがいのある農業～







#### (1) 成果指標

| 指標名                | 現状値                    | 目標値(R12)               | 備考(考え方など)                              |
|--------------------|------------------------|------------------------|--|
| a 町独自の認定農業者支援制度の導入 | —                      | 実施                     |  |
| b 新たな町内農畜産物のブランド化  | —                      | 実施                     |  |
| c 農地利用集積面積         | 235,655 m <sup>2</sup> | 335,655 m <sup>2</sup> | 「農業経営基盤強化促進法」や「農地中間管理事業」を利用した農地の貸借等の面積 |

#### (2) 施策内容

##### ① 認定農業者への支援 重点プロジェクト

認定農業者に対しては、農業経営改善計画の作成支援やその実現に向けた取組への技術や経営の診断・指導を行うほか、国や東京都と連携し、施設等の整備など経営力強化に対する支援を行います。さらに、農業の主要な担い手となる認定農業者の営農を支援するためにも、町独自の新たな支援策を検討し、導入します。

|                          | 前期   |    |  |    |    | 後期  |
|--------------------------|--|----|--|----|----|---|
|                          | R3   | R4 | R5   | R6 | R7 | R8~12   |
| 認定農業者制度の普及               | <br>農業者への情報提供、PR         |    |  |    |    |   |
| 農業経営改善計画の作成支援            | <br>関係機関との連携による作成支援      |    |  |    |    |   |
| 技術や経営の診断・指導及び経営力強化に対する支援 | <br>関係機関との連携、都事業の活用による支援 |    |  |    |    |   |
| 町独自の支援策の検討・導入            | <br>支援策検討                 |    | <br>制度運用 |    |    | <br>見直し・充実 |



## ②認証農業者制度（仮称）の検討

町内には小規模経営でありつつも地域の農業を支える方が多く存在します。これらの農業者の取組も町の農業を支えていく上で、重要な役割を担っています。所得目標が認定農業者の基準に満たない農業者の農業経営力の強化に向けた取組を支援するため、認定農業者に準ずる町独自の制度を検討します。

|                | 前期 |    |      |    |    | 後期          |
|----------------|----|----|------|----|----|-------------|
|                | R3 | R4 | R5   | R6 | R7 | R8~12       |
| 認証農業者（仮称）制度の検討 | →  |    |      |    |    | →           |
|                |    |    | 制度検討 |    |    | 制度運用、見直し・充実 |

## ③スマート農業の推進

農業者の高齢化や担い手不足が見込まれる中、生産性を向上させるために有効であるロボット、AI、IoTなどの新たな技術を活用したスマート農業の導入を促進します。また、限られた農地で最大の収益を上げられるよう、東京都が推進する「東京型統合環境制御生産システム（東京フューチャーアグリシステム）」などの先進技術の活用を推進します。

|           | 前期 |    |              |    |    | 後期    |
|-----------|----|----|--------------|----|----|-------|
|           | R3 | R4 | R5           | R6 | R7 | R8~12 |
| スマート農業の推進 | →  |    |              |    |    | →     |
|           |    |    | 農業者への情報提供、PR |    |    |       |

### ■東京型統合環境制御生産システム（東京都農林総合研究センター内）



#### ④農畜産物のブランド化・6次産業化の推進 重点プロジェクト

消費者ニーズや地域特性を踏まえたうえで、商工業や観光との連携を図りながら、町内産農畜産物を利用した新たな特産品を創出し、SNSの活用や観光事業との連携などにより広く周知することでブランドの確立を図ります。

|              | 前期               |    |    |    |    | 後期           |
|--------------|------------------|----|----|----|----|--------------|
|              | R3               | R4 | R5 | R6 | R7 | R8~12        |
| ブランド化の推進     | →<br>新たなブランド化の検討 |    |    |    |    | →<br>ブランドの推進 |
| 特産品や新商品の創出支援 | →                |    |    |    |    | →<br>開発支援    |

#### ■みずほ育ちのシクラメン（みずほブランド）



#### ⑤販路の開拓・拡大

市場や農畜産物直売所への出荷、庭先販売及びスーパーや飲食店など販路の開拓・拡大を促進します。現在、箱根ヶ崎駅東西自由通路で行っているみずほマルシェの工夫・PRを促進するとともに、新たな場所でマルシェを開催するなど農畜産物の販路拡大を図ります。

|            | 前期 |    |    |    |    | 後期                 |
|------------|----|----|----|----|----|--------------------|
|            | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8~12              |
| 販路開拓・拡大の推進 | →  |    |    |    |    | →<br>新たな販路開拓の支援、確保 |

## ⑥直売所機能の充実

農畜産物直売所ふれっしゅはうすについては、引き続き地元の安全・安心な農畜産物を購入できる場として保ち、利便性向上のため、直売所機能の充実を図ります。また、直売所の老朽化に伴い、直売所の整備及び運営方法を検討し、農業者の販路の充実と地産地消を推進します。

|                 | 前期        |       |    |    |    | 後期    |
|-----------------|-----------|-------|----|----|----|-------|
|                 | R3        | R4    | R5 | R6 | R7 | R8~12 |
| 農畜産物直売所の充実      | 機能充実・利用促進 |       |    |    |    |       |
| 農畜産物直売所の整備検討・実施 | あり方検討     | 事業化検討 |    |    |    | 事業実施  |

## ⑦農地集積の促進 重点プロジェクト

農業者の高齢化や担い手不足により、増えつつある不耕作地や遊休農地については、「農業経営基盤強化促進法」や「農地中間管理事業」に基づく農地の流動化を進め、認定農業者や新規就農者などの意欲ある担い手の営農規模拡大を促進します。

|                     | 前期                   |    |    |    |    | 後期    |
|---------------------|----------------------|----|----|----|----|-------|
|                     | R3                   | R4 | R5 | R6 | R7 | R8~12 |
| 人・農地プランの実質化・推進      | 推進・実質化・適宜更新          |    |    |    |    |       |
| 農業経営基盤強化促進法に基づく農地集積 | 集積促進                 |    |    |    |    |       |
| 農地中間管理機構を活用した農地集積   | 集積促進                 |    |    |    |    |       |
| 農地再生への支援            | 関係機関との連携、都事業の活用による支援 |    |    |    |    |       |

### ⑧新たな農業振興のための拠点整備

今後の町の農業振興を図るためには、農畜産物の生産性の向上、販路拡大、ブランド化などさまざまな課題がある中で、新たな農業振興のための拠点整備を検討していく必要があります。今後、他の自治体の取組を研究するとともに、農業者や関係機関を交え、新たな農業振興のための拠点整備について検討し、事業実施を目指します。

|                       | 前期    |    |       |    |    | 後期    |
|-----------------------|-------|----|-------|----|----|-------|
|                       | R3    | R4 | R5    | R6 | R7 | R8~12 |
| 新たな農業振興のための拠点整備の検討・実施 | あり方検討 |    | 事業化検討 |    |    | 事業実施  |

### ⑨農業振興地域整備計画の変更

農業振興地域整備計画は、国の農用地等の確保等に関する基本方針及び東京都の農業振興地域整備基本方針に基づき、農業振興施策を集中的に実施し、農用地区域については、農用地等を可能な限り保全・確保するとともに、農用地区域に係る制度の適切な運用を図るために策定するものです。

都市計画マスタープランなどの改定に伴い、農用地等の面積、土地利用及び農業生産等に関する現況及び将来の見通しについての調査を行い、農業振興地域整備計画を変更します。

|               | 前期      |    |    |    |    | 後期      |
|---------------|---------|----|----|----|----|---------|
|               | R3      | R4 | R5 | R6 | R7 | R8~12   |
| 農業振興地域整備計画の変更 | 基礎調査・変更 |    |    |    |    | 必要に応じ変更 |

### (3) 各主体の役割

| 基本施策                                 | 農業者 | JA | 町民 | 行政 |     |
|--------------------------------------|-----|----|----|----|-----|
|                                      |     |    |    | 町  | 国・都 |
| ①認定農業者への支援 <b>重点プロジェクト</b>           | ◎   | ○  |    | ◎  | ◎   |
| ②認証農業者制度（仮称）の検討                      | ◎   | ○  |    | ◎  | ○   |
| ③スマート農業の推進                           | ◎   | ○  |    | ○  | ○   |
| ④農畜産物のブランド化・6次産業化の推進 <b>重点プロジェクト</b> | ◎   | ○  | ○  | ○  | ○   |
| ⑤販路の開拓・拡大                            | ◎   | ◎  | ○  | ○  | ○   |
| ⑥直売所機能の充実                            | ◎   | ◎  | ○  | ◎  | ○   |
| ⑦農地集積の促進 <b>重点プロジェクト</b>             | ◎   | ○  |    | ◎  | ○   |
| ⑧新たな農業振興のための拠点整備                     | ○   | ◎  | ○  | ◎  | ○   |
| ⑨農業振興地域整備計画の変更                       | ○   | ○  |    | ◎  | ○   |

◎中心的役割 ○支援・協力

## 2 未来へつなげる ～人材を育てる、持続可能な農業～

### (1) 成果指標

| 指標名         | 現状値 | 目標(R12) | 備考(考え方など)                     |
|-------------|-----|---------|-------------------------------|
| a 新規就農者受入件数 | 16人 | 21人     | 瑞穂町で新規就農を希望し、農地の権利を取得した非農家出身者 |
| b 指導農業士数    | 3人  | 5人      | 新規就農者や農業後継者へ技術指導を行う人材の確保      |

### (2) 施策内容

#### ①新規就農者の受入・支援 重点プロジェクト

農業者の高齢化や担い手不足により、農業者の減少が見込まれるなか、農業外からの新規就農者は、今後の町の農業の担い手として期待されています。新規就農者の中には、大規模な農業者が若い農業者を積極的に雇用した結果、そこから独立したケースもあります。

新規就農者については、引き続き農業委員会と連携して、新規就農希望者への農地のあっせんなどの支援を行うとともに、個人が農業に参入しやすくするために、農地を取得する際の下限面積の緩和などについて研究します。

また、新規就農者が地域へ定着し、農業が継続できるよう、町独自の新たな支援策を検討し、導入します。

|                  | 前期                   |      |    |    |    | 後期     |
|------------------|----------------------|------|----|----|----|--------|
|                  | R3                   | R4   | R5 | R6 | R7 | R8~12  |
| 新規就農希望者への支援      | 農地のあっせん              |      |    |    |    |        |
| 認定新規就農者への支援      | 関係機関との連携、都事業の活用による支援 |      |    |    |    |        |
| 農地を取得する際の下限面積の緩和 | 制度研究、制度構築            |      |    |    |    |        |
| 町独自の支援策の検討・導入    | 支援策検討                | 制度運用 |    |    |    | 見直し・充実 |

## ②農業後継者の育成

農業外からの新規就農者と同様に農家の後継者も今後の町の農業の担い手として期待されています。農家の後継者が就農後、更なる農業経営の基盤の強化を図り、農業が継続できるように、町独自の支援策について検討し、導入します。

|               | 前期                        |    |           |    |    | 後期          |
|---------------|---------------------------|----|-----------|----|----|-------------|
|               | R3                        | R4 | R5        | R6 | R7 | R8~12       |
| 農業後継者への支援     | →<br>関係機関との連携、支援（既存制度の活用） |    |           |    |    |             |
| 町独自の支援策の検討・導入 | →<br>支援策検討                |    | →<br>制度運用 |    |    | →<br>見直し・充実 |

## ③農業参入する法人に対する支援

瑞穂町においても、法人が農地の権利設定を行い、農業に参入していますが、今後も法人から瑞穂町での就農に関する相談があった場合は、新規就農希望者と同様、法人に対しても農地のあっせんなどの支援を行います。

|                | 前期                       |    |    |    |    | 後期    |
|----------------|--------------------------|----|----|----|----|-------|
|                | R3                       | R4 | R5 | R6 | R7 | R8~12 |
| 農業参入する法人に対する支援 | →<br>農地のあっせん、関係機関との連携、支援 |    |    |    |    |       |

## ④女性農業者の育成

農業経営に重要な役割を果たしている女性が共同経営者として活躍できるように、また、女性も働きやすい職場づくりのために、家族内での役割分担を明確にする家族経営協定の締結や、夫婦連名での認定農業者の申請を促進します。

また、農業分野において誰もが自分らしく活躍できるように女性農業者の活躍を推進します。

|             | 前期                        |    |    |    |    | 後期    |
|-------------|---------------------------|----|----|----|----|-------|
|             | R3                        | R4 | R5 | R6 | R7 | R8~12 |
| 女性農業者への支援   | →<br>関係機関との連携、支援（既存制度の活用） |    |    |    |    |       |
| 家族経営協定の締結促進 | →<br>農業者への情報提供、PR         |    |    |    |    |       |

### ⑤Uターン農業者（定年帰農者）の育成

定年後に、所有する農地で新たに農業を始める方も、町の農業を支える担い手となります。Uターン農業者を育成・確保するために、フレッシュ&Uターンセミナーなどを活用し、育成するとともに、町独自の支援策について検討し、導入します。

|               | 前期                        |    |    |    |    | 後期               |
|---------------|---------------------------|----|----|----|----|------------------|
|               | R3                        | R4 | R5 | R6 | R7 | R8~12            |
| Uターン農業者への支援   | →<br>関係機関との連携、支援（既存制度の活用） |    |    |    |    |                  |
| 町独自の支援策の検討・導入 | →<br>支援策検討                |    |    |    |    | →<br>制度運用、見直し・充実 |

### ⑥技術承継の仕組みづくりの検討 重点プロジェクト

親子代々継承されてきた農業技術は町の農業を支え発展させてきました。これを新規就農者や農業後継者へ継承させていくためには、栽培技術などについて指導農業士などから気軽に指導を受けられる体制づくりが必要です。このような体制を構築し、農業の技術承継を図ります。また、デジタル技術を活用した技術承継についても研究します。

|              | 前期                |    |    |    |    | 後期               |
|--------------|-------------------|----|----|----|----|------------------|
|              | R3                | R4 | R5 | R6 | R7 | R8~12            |
| 指導農業士の確保・活用  | →<br>農業者への情報提供、PR |    |    |    |    |                  |
| 技術指導体制の整備と推進 | →<br>制度検討         |    |    |    |    | →<br>制度構築、見直し・充実 |

### ⑦援農ボランティア制度の推進

援農ボランティアは農業体験や農業者との交流を通じて、農業の理解を深めるだけでなく、人手不足を解消する重要な担い手となります。種まきや除草、収穫などの農作業を手伝う町独自の援農ボランティアによる仕組みづくりを構築するとともに、東京都農林水産振興財団が実施している「広域援農ボランティア」の利用を促進します。

|                      | 前期                |    |    |    |    | 後期               |
|----------------------|-------------------|----|----|----|----|------------------|
|                      | R3                | R4 | R5 | R6 | R7 | R8~12            |
| 広域援農ボランティア制度の推進      | →<br>農業者への情報提供、PR |    |    |    |    |                  |
| 町独自の援農ボランティア制度の検討・導入 | →<br>制度検討         |    |    |    |    | →<br>制度構築、見直し・充実 |

### ⑧農地バンク制度の整備

町内にある農地の情報を集約するとともに、新規就農者等の農業の経営規模を拡大したい農業者に農地の情報を提供し、農地の貸借を促進することで、担い手不足や農地の遊休化に対応するため、農地バンク制度の導入を検討します。

|            | 前期     |    |    |    |    | 後期            |
|------------|--------|----|----|----|----|---------------|
|            | R3     | R4 | R5 | R6 | R7 | R8~12         |
| 農地バンク制度の検討 | → 制度検討 |    |    |    |    | → 制度構築、見直し・充実 |

### ⑨農福連携の推進

農福連携への取組は、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む状況において、新たな働き手の確保につながる可能性があります。

農福連携を推進するために、農福連携をPRし、農業者による直接雇用、障害福祉サービス事業所による農作業請負及び障害福祉サービス事業所自ら農地を確保して農業生産を行う取組を推進します。

|              | 前期              |    |    |    |    | 後期    |
|--------------|-----------------|----|----|----|----|-------|
|              | R3              | R4 | R5 | R6 | R7 | R8~12 |
| 農福連携の支援方策の構築 | → 関係機関との連携、制度構築 |    |    |    |    |       |

### (3) 各主体の役割

| 基本施策  | 農業者 | JA | 町民 | 行政 |     |
|---|-----|----|----|----|-----|
|   |     |    |    | 町  | 国・都 |
| ①新規就農者の受入・支援<br><span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">重点プロジェクト</span>    | ◎   | ◎  | ○  | ◎  | ◎   |
| ②農業後継者の育成   | ◎   | ○  | ○  | ◎  | ○   |
| ③農業参入する法人に対する支援   | ◎   | ◎  | ○  | ◎  | ○   |
| ④女性農業者の育成   | ◎   | ○  | ○  | ◎  | ○   |
| ⑤Uターン農業者（定年帰農者）の育成  | ◎   | ◎  | ○  | ◎  | ○   |
| ⑥技術承継の仕組みづくりの検討<br><span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">重点プロジェクト</span> | ◎   | ○  |    | ◎  | ○   |
| ⑦援農ボランティア制度の推進  | ○   | ○  | ◎  | ◎  | ○   |
| ⑧農地バンク制度の検討   | ◎   | ○  |    | ◎  | ○   |
| ⑨農福連携の推進  | ◎   | ○  | ◎  | ◎  | ○   |

◎中心的役割 ○支援・協力



### 3. 地域と共存する ～地域の交流がうまれ、地域とつながる農業～



#### (1) 成果指標

| 指標名               | 現状値     | 目標(R12) | 備考(考え方など) |
|-------------------|---------|---------|-----------|
| a 新たな農業体験ができる場の創出 | —       | 実施      |           |
| b 農畜産物直売所売上       | 7,115万円 | 8,538万円 |           |

#### (2) 施策内容


##### ①環境とひとに優しい農業の推進

安全・安心で環境にやさしい農畜産物の生産を振興するために、都のエコ農産物認証制度への取組を促進するなど、環境保全型農業の普及を図ります。また、農業者へのGAP導入を支援します。

|            | 前期   |    |    |    |    | 後期    |
|------------|--|----|----|----|----|-------|
|            | R3   | R4 | R5 | R6 | R7 | R8~12 |
| 環境保全型農業の普及 | <br>農業者への情報提供、PR |    |    |    |    |       |
| GAP等の導入支援  | <br>農業者への情報提供、PR |    |    |    |    |       |

##### ②鳥獣被害対策の推進

鳥獣被害の状況を把握し、関係機関と連携して有害鳥獣の捕獲に努めます。

|           | 前期  |    |    |    |    | 後期    |
|-----------|---|----|----|----|----|-------|
|           | R3  | R4 | R5 | R6 | R7 | R8~12 |
| 鳥獣被害対策の推進 | <br>実施、見直し・充実 |    |    |    |    |       |

### ③環境保全及び都市農業の推進

農産物の生産の場だけでなく農地は、緑の景観やヒートアイランド現象の緩和、雨水の貯留、地下水の涵養、生物多様性の保全などの多面的機能を有しています。また、都市農地は貴重なオープンスペースであり、災害発生時の一時避難場所などの多面的機能を有しています。

防災や環境保全といった機能は、農地が適正に利用されることで一層発揮させることができるため、適正に管理されるよう指導するとともに、市街化区域内農地の活用方法及び生産緑地制度について研究します。

|               | 前期 |    |             |    |    | 後期    |
|---------------|----|----|-------------|----|----|-------|
|               | R3 | R4 | R5          | R6 | R7 | R8~12 |
| 農地が持つ多面的機能のPR | →  |    |             |    |    |       |
|               |    |    | 町民への情報提供、PR |    |    |       |
| 生産緑地制度の研究     | →  |    |             |    |    |       |
|               |    |    | 制度研究        |    |    |       |
| 市街化区域内農地の活用研究 | →  |    |             |    |    |       |
|               |    |    | 活用の検討       |    |    |       |

### ④町民及び学校教育との交流推進 重点プロジェクト

農業への関心が高まる中、体験農業は農業への理解促進、教育、心身のリフレッシュ、観光の一環など、多様な役割を果たします。体験農業や瑞穂町産業まつりなどのイベント、町民農園を活用した交流を促進します。

また、農作業体験や授業、様々な行事を通じて、町内の小中学校や都立農芸高校等と農業者が交流を図る取組を推進します。

|                 | 前期    |    |           |    |    | 後期    |
|-----------------|-------|----|-----------|----|----|-------|
|                 | R3    | R4 | R5        | R6 | R7 | R8~12 |
| 町民農園の普及・推進      | →     |    |           |    |    |       |
|                 |       |    | 実施、見直し・充実 |    |    |       |
| 農業体験事業の実施       | →     |    |           |    |    |       |
|                 |       |    | 実施、見直し・充実 |    |    |       |
| 農業者の交流推進        | →     |    |           |    |    |       |
|                 |       |    | 実施、見直し・充実 |    |    |       |
| 新たな農業体験ができる場の創出 | →     |    | →         |    |    |       |
|                 | 事業化検討 |    | 実施、見直し・充実 |    |    |       |

### ⑤地産地消の推進 重点プロジェクト

地産地消を推進するため、安全で安心な町内産農畜産物をPRし、町民が町内産農畜産物を購入しやすい環境づくりに努めます。また、町内の飲食店に対して町内産農畜産物についての利用の呼びかけを行うとともに、学校給食の利用拡大へ向けた取組を支援します。

農畜産物直売所ふれっしゅほうすについては、引き続き地元の安全・安心な農畜産物を購入できる場として保ち、利便性向上のため、直売所機能の充実を図ります。

|                    | 前期 |    |             |    |    | 後期    |
|--------------------|----|----|-------------|----|----|-------|
|                    | R3 | R4 | R5          | R6 | R7 | R8~12 |
| 瑞穂町産農畜産物の購入拡大      | →  |    |             |    |    |       |
|                    |    |    | 関係機関との連携、PR |    |    |       |
| 瑞穂町産農畜産物の利用拡大      | →  |    |             |    |    |       |
|                    |    |    | 関係機関との連携、PR |    |    |       |
| 農畜産物直売所の充実<br>(再掲) | →  |    |             |    |    |       |
|                    |    |    | 機能充実・利用促進   |    |    |       |

### ⑥体験農園・観光農園の推進

農家自らが運営する体験農園・観光農園の開設を支援するとともに、開設後は町外の住民に向けてPRを積極的に実施することで農業を通じた交流人口の増加に努めます。

|                | 前期 |    |             |      |    | 後期    |
|----------------|----|----|-------------|------|----|-------|
|                | R3 | R4 | R5          | R6   | R7 | R8~12 |
| 体験農園・観光農園の設置支援 | →  |    |             |      |    |       |
|                |    |    |             | 開設支援 |    |       |
| 町外住民との交流拡大     | →  |    |             |      |    |       |
|                |    |    | 関係機関との連携、PR |      |    |       |

### (3) 各主体の役割

| 基本施策                        | 農業者 | JA | 町民 | 行政 |     |
|-----------------------------|-----|----|----|----|-----|
|                             |     |    |    | 町  | 国・都 |
| ①環境とひとに優しい農業の推進             | ◎   | ○  |    | ○  | ○   |
| ②鳥獣被害対策の推進                  | ◎   | ○  |    | ◎  | ○   |
| ③環境保全及び都市農業の推進              | ◎   | ◎  | ◎  | ◎  | ◎   |
| ④町民及び学校教育との交流推進<br>重点プロジェクト | ◎   | ○  | ◎  | ◎  | ○   |
| ⑤地産地消の推進 重点プロジェクト           | ◎   | ◎  | ◎  | ◎  | ○   |
| ⑥体験農園・観光農園の推進               | ◎   | ○  |    | ◎  | ○   |

◎中心的役割 ○支援・協力

# 第5章 計画の推進

## 1 計画の推進体制の確立

本計画推進のため、農業者やJA、関係団体、町民、町などの各主体が役割分担、協働して各事業を推進します。

計画推進にあたっては、地域農政推進協議会において施策の点検・評価を実施したうえで、新たな施策の協議、提言を実施し、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

## 2 PDCAマネジメントの推進

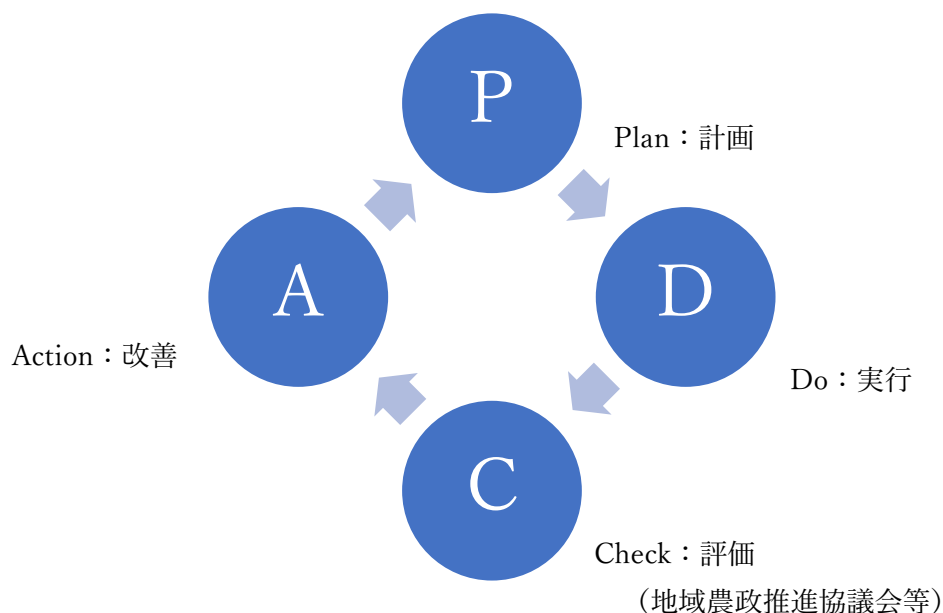
農業振興を推進する関係機関は、計画の進捗状況について情報交換を行い、課題の共有と効果の検証を行います。

このため、農業振興計画の確実な推進のための進行管理と併せ、PDCAサイクルによるマネジメントを実施します。

地域農政推進協議会において点検・評価結果を検証します。

施策の進捗状況、国や都の農業施策の動向等により、必要に応じて見直します。

### ■PDCAサイクルによるマネジメント



# 資料編

## 1 瑞穂町地域農政推進協議会における農業振興計画に係る協議

| 年月日           | 内容等   |
|---------------|---|
| 令和2年<br>6月12日 | 第1回瑞穂町地域農政推進協議会（書面会議）<br>※新型コロナウイルス感染症対策のため   |
| 7月29日         | 第2回瑞穂町地域農政推進協議会<br>・瑞穂町農業振興計画改定スケジュールについて<br>・農家及び農地所有者意向調査結果について<br>・農業振興のためのアンケート調査について<br>・計画策定に係る農家地区別懇談会について |
| 9月30日         | 第3回瑞穂町地域農政推進協議会<br>・農業振興のための町民へのアンケート調査結果について<br>・瑞穂町農家地区別懇談会の開催結果について<br>・瑞穂町農業振興計画の構成（案）<br>・瑞穂町農業振興計画の基本的方向（案） |
| 10月27日        | 第4回瑞穂町地域農政推進協議会<br>・瑞穂町農業振興計画（案）について  |
| 11月26日        | 第5回瑞穂町地域農政推進協議会<br>・瑞穂町農業振興計画（案）について  |
| 令和3年<br>2月22日 | 第6回瑞穂町地域農政推進協議会<br>・瑞穂町農業振興計画（素案）の意見募集結果について<br>・瑞穂町農業振興計画答申案について   |

## 2 瑞穂町地域農政推進協議会条例

令和2年3月9日

条例第1号

(設置)

第1条 瑞穂町の地域特性に応じた農業の振興及び効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう農業経営基盤の強化の施策について、必要な事項を調査し、及び審議するため、瑞穂町地域農政推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査し、及び審議し、町長に答申する。

- (1) 瑞穂町農業振興計画に関すること。
- (2) 農業経営改善計画の審査に関すること。
- (3) 青年等就農計画の審査に関すること。
- (4) 農業の担い手の確保・育成支援に関すること。
- (5) 農業の担い手への農地利用の集積に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域農業の推進に関して町長が必要と認める事項

2 協議会は、前項の諮問に対する答申のほか、同項各号に掲げる事項について、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 瑞穂町農業委員会の委員 2人以内
- (3) 瑞穂町の区域内(以下「町内」という。)で事業を行う農業関係団体の代表者 4人以内
- (4) 町内に住所を有する認定農業者 2人以内
- (5) 公募による住民 1人
- (6) 西多摩農業協同組合の職員 2人以内
- (7) 東京都西多摩農業改良普及センターの職員 1人
- (8) 東京都農業会議の職員 1人
- (9) 東京都農業振興事務所の職員 1人

(指導員)

第4条 協議会は、第2条第2号及び第3号に規定する所掌事項に関する事務の円滑な推進を図るため、指導員を置くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 職名をもって委嘱された委員は、当該職を失ったときは、委員の職を失う。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 協議会は、会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第9条 協議会に必要に応じて分科会を置き、分野ごとの調査及び検討を付託することができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、都市整備部において処理する。

(委員の報酬及びその支給方法)

第11条 委員の報酬及びその支給方法については、瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第10号)の定めるところによる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この条例の公布の日以後最初に招集する協議会は、第7条第1項の規定にかかわらず、町長が招集するものとする。

(瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。



### 3 瑞穂町地域農政推進協議会委員名簿

(令和2年6月10日から令和4年6月9日まで)

|    | 氏名     | 所属                    | 備考  |
|----|--------|-----------------------|-----|
| 1  | 上野 勝   | 瑞穂町農業委員会会長            | 会長  |
| 2  | 臼井 順央  | 瑞穂町農業委員会委員            |     |
| 3  | 榎本 勝昭  | 瑞穂町酪農組合組合長            |     |
| 4  | 細渕 浩昌  | 瑞穂町茶業組合組合長            |     |
| 5  | 中垣 浩光  | 西多摩農業協同組合生産部会花卉部瑞穂支部長 | 副会長 |
| 6  | 桐原 伸彦  | 瑞穂町農畜産物直売所運営委員会会長     |     |
| 7  | 鳥海 雅司  | 西多摩農業協同組合瑞穂支店長        |     |
| 8  | 新藤 正巳  | 西多摩農業協同組合元狭山支店長       |     |
| 9  | 久保田 聡  | 西多摩農業改良普及センター所長       |     |
| 10 | 中野 真弓  | 東京都農業振興事務所農務課地域計画担当   |     |
| 11 | 角田 由理子 | 東京都農業会議専務理事事務局長事務取扱   |     |
| 12 | 久保田 晴利 | 学識経験者                 |     |
| 13 | 青木 一幸  | 認定農業者                 |     |
| 14 | 近藤 剛   | 認定農業者                 |     |
| 15 | 井垣 貴洋  | 公募による委員               |     |

(敬称略)

## 4 農家及び農地所有者意向調査概要

---

### (1) 調査の目的

今後の町農業の方向性を検討するための基礎資料とするために実施するもの。

### (2) 調査の方法

- |        |                                       |
|--------|---------------------------------------|
| ア 調査地域 | 瑞穂町全域                                 |
| イ 調査対象 | 令和元年5月末日現在における瑞穂町内在住の農家及び町外在住の町内農地所有者 |
| ウ 対象者数 | 844人                                  |
| エ 調査方法 | 郵送配布・郵送回収                             |
| オ 調査期間 | 令和元年7月30日～8月30日                       |

### (3) 調査結果

- |         |       |
|---------|-------|
| ア 対象者数  | 844人  |
| イ 有効回収数 | 468人  |
| ウ 有効回収率 | 55.5% |

## 5 農業に関する町民アンケート調査概要

---

### (1) 調査の目的

瑞穂町農業振興計画策定にあたり、その基礎資料とするため。

### (2) 調査の方法

- |        |                 |
|--------|-----------------|
| ア 調査地域 | 瑞穂町全域           |
| イ 調査対象 | 18歳以上の町内在住者     |
| ウ 対象者数 | 1,000人          |
| エ 抽出方法 | 住民基本台帳から無作為に抽出  |
| オ 調査方法 | 郵送配布・郵送回収       |
| カ 調査期間 | 令和2年8月12日～8月25日 |

### (3) 調査結果

- |         |        |
|---------|--------|
| ア 対象者数  | 1,000人 |
| イ 有効回収数 | 412人   |
| ウ 有効回収率 | 41.2%  |

## 6 農家地区別懇談会

新たな瑞穂町農業振興計画の策定にあたり、現在の農業生産の現状や課題、今後の見通しなどについて、農家の皆様から率直なご意見を伺うため、4地区で開催した。

### ◆開催概要

| 地区名      | 開催日時                         | 会場                   | 参加者数 |
|----------|------------------------------|----------------------|------|
| 長岡地区     | 令和2年<br>8月25日<br>18:30~20:10 | 長岡コミュニティセンター<br>学習室  | 7人   |
| 箱根ヶ崎地区   | 8月26日<br>18:30~20:00         | 町民会館 第2会議室           | 7人   |
| 石畑・殿ヶ谷地区 | 8月27日<br>18:30~20:00         | 町民会館 第2会議室           | 11人  |
| 元狭山地区    | 9月3日<br>18:30~20:10          | 元狭山コミュニティセンター<br>ホール | 11人  |

## 7 地域振興プロジェクト

地域農業を牽引する、農業者がいきいきと農業を行えるようにするための課題や方法、若手の農業者の夢や特産品ブランド化を推進するため検討会を行い、元気な瑞穂町の農業を推進するための計画づくりを行った。

### ◆開催概要

| 年月日          | 内容等  |
|--------------|--|
| 令和元年<br>7月9日 | 地域振興プロジェクト ワークショップ<br>・農業委員、生産団体の代表者及び関係者が、これからの瑞穂農業に必要なことについてワークショップを行い課題抽出した。        |
| 令和2年<br>2月4日 | 地域振興プロジェクト 推進検討会（農業後継者・新規就農者）<br>・農業後継者や新規就農者等の若い担い手が就農しやすい条件や経営を安定・拡大するための課題について検討した。 |
| 令和2年<br>3月2日 | 地域振興プロジェクト 推進検討会（生産団体代表者）<br>・特産品開発・ブランド化を推進するための課題について検討した。                           |

## 8 農業経営の目標

---

「東京農業の経営モデル」を参考に、町の特色を発揮して、安定的かつ魅力ある経営展開を図るため、経営基盤や地域の社会的条件、担い手の年齢などに応じ、農業所得別の主要な経営モデルを設定します。

- ①所得目標 1,000 万円：瑞穂農業をリードする専門的な経営モデル
- ②所得目標 600 万円：地域の農業を担う経営モデル
- ③所得目標 300 万円：農業の広がりを支える経営モデル

また、雇用労働力を導入した大規模な農業経営体や法人などの企業的経営体については、次のモデルを設定します。

- ④販売目標 5,000 万円以上：法人など企業的な経営モデル

## (1) 瑞穂農業をリードする経営モデル（所得目標 1,000万円）

雇用労働力を計画的に取り入れ、瑞穂農業の牽引役として、地域の中核となる農業経営を目指すモデルです。

| 番号 | 分類 | 経営モデルタイプ | 営農モデル                           | 経営耕地(a)<br>(施設面積(a))<br>作付面積(a) | 労働力<br>(人)       | 主な品目                               | 主な施設・機械   |
|----|----|----------|---------------------------------|---------------------------------|------------------|------------------------------------|---|
| 1  | 野菜 | I        | 施設野菜と露地野菜を組み合わせた直売経営            | 120<br>(施設 40)<br>180           | 3<br>+<br>雇用 1   | トマト、キュウリ、スイートコーン、ブロッコリー、ニンジン、キャベツ等 | 園芸用ハウス、暖房機、予冷库                                  |
| 2  | 野菜 | II       | 露地野菜と施設野菜の市場出荷や契約出荷を主とした経営      | 180<br>(施設 20)<br>360           | 3<br>+<br>雇用 1   | ダイコン、キャベツ、ホウレンソウ、コマツナ、トマト、ブロッコリー等  | 園芸用ハウス、予冷库、シーダーマルチャー、移植機、野菜洗浄機                  |
| 3  | 野菜 | II       | 施設野菜を主とした市場出荷や契約出荷を組み合わせた経営     | 150<br>(施設 30)<br>375           | 3<br>+<br>雇用 1   | ホウレンソウ、コマツナ、ミズナ、ニンジン等              | 園芸用ハウス、予冷库、野菜洗浄機                                |
| 4  | 花き | I II     | 直売と市場出荷を組み合わせた鉢物経営              | 45<br>(施設 45)<br>90             | 3<br>+<br>雇用 2   | シクラメン、ポインセチア等の鉢物類                  | 園芸用ハウス、暖房機、砕土機、ポットイングマシン                        |
| 5  | 花き | II       | 花壇苗、鉢物類の市場出荷や契約出荷を主とした経営        | 70<br>(施設 30)<br>120            | 3<br>+<br>雇用 2   | 花壇苗、鉢物類、野菜苗                        | 園芸用ハウス、暖房機、自動かん水装置、播種機、ホイルローダー、鉢用土混合機、用土置場      |
| 6  | 植木 | II       | 都市緑化に向けた緑化木生産を行う経営              | 240<br>(施設 2)<br>240            | 3                | 落葉高木類、低木類全般、中木類全般                  | 育苗ハウス、クレーン付トラック、バックホー                           |
| 7  | 畜産 | II       | 自給飼料を活用した高能力牛群の飼養と堆肥の生産・販売を行う経営 | 400<br>40 頭<br>(経産牛)            | 2<br>+<br>雇用 0.5 | 生乳、堆肥                              | 牛舎、自動給餌機、ミルカー、バルククーラー、ふん尿処理施設、ホイルローダー、粗飼料栽培機械一式 |
| 8  | 畜産 | III      | 酪農と自家製乳製品の直売を組み合わせた経営           | 50<br>20 頭<br>(経産牛)             | 2<br>+<br>雇用 0.5 | 生乳、乳製品、堆肥                          | 牛舎、ミルカー、バルククーラー、自動給餌機、ふん尿処理施設、ホイルローダー、乳加工販売施設   |
| 9  | —  | I        | 菌床生シイタケを主とした直売経営                | 30a(土地)<br>菌床<br>5,000 床        | 2                | 生シイタケ                              | 園芸用ハウス、菌床棚、空調、換気散水                              |

### 《経営モデルのタイプ》

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| I      | 直売等を中心とした地産地消に取り組む農業経営     |
| II     | 市場出荷や量販店などへの契約出荷を中心とする農業経営 |
| III    | 生産に加え加工・販売に取り組む農業経営        |
| I + II |                            |

## (2) 地域の農業を担う経営モデル（所得目標 600 万円）

家族労働力に加え、必要に応じた雇用労働力を導入し、農地や農業用施設などを有効に活用して販路の改善などを図り、農業経営を強化していくモデルです。

| 番号 | 分類 | 経営モデルタイプ | 営農モデル                             | 経営耕地(a)<br>(施設面積(a))<br>作付面積(a) | 労働力<br>(人)       | 主な品目                             | 主な施設・機械  |
|----|----|----------|-----------------------------------|---------------------------------|------------------|----------------------------------|--|
| 1  | 野菜 | I        | 施設野菜の直売や契約出荷を主とした経営               | 50<br>(施設 40)<br>250            | 3                | トマト、キュウリ、ホウレンソウ、コマツナ、江戸東京野菜等     | 園芸用ハウス、暖房機、予冷庫                                 |
| 2  | 野菜 | I        | 共同直売所や庭先直売、量販店、学校給食など多様な出荷による野菜経営 | 60<br>(施設 20)<br>120            | 3                | トマト、キュウリ、インゲン、葉茎菜類、スイートコーン、ダイコン他 | 園芸用ハウス、暖房機、予冷庫、直売施設                            |
| 3  | 野菜 | I II     | トマト養液栽培を主とした契約・直売経営               | 50<br>(施設 30)<br>60             | 3<br>+<br>雇用 1   | トマト、キュウリ                         | 園芸用ハウス、養液栽培施設、暖房機、ヒートポンプ                       |
| 4  | 野菜 | II       | 露地野菜の市場出荷を主とした経営                  | 120<br>(施設 0)<br>240            | 3                | キャベツ、ブロッコリー、ダイコン、ホウレンソウ、ニンジン等    | 移植機、予冷庫、洗浄機                                    |
| 5  | 野菜 | II       | 直売と市場出荷を組み合わせた野菜経営                | 80<br>(施設 20)<br>160            | 3<br>+<br>雇用 0.5 | トマト、キュウリ、コマツナ、ホウレンソウ、ダイコン等       | 園芸用ハウス、暖房機、予冷庫、野菜洗浄機                           |
| 6  | 野菜 | III      | 野菜の直売と農産物の加工販売を組み合わせた経営           | 80<br>(施設 20)<br>120            | 2<br>+<br>雇用 1   | トマト、ナス、キュウリ、ダイコン、サトイモ、加工品(菓子、惣菜) | 園芸用ハウス、暖房機、予冷庫、加工施設、販売施設                       |
| 7  | 野菜 | IV       | 農業体験農園と野菜の直売を主とした経営               | 65<br>(施設 10)<br>90             | 3                | トマト、キュウリ、キャベツ、ホウレンソウ等            | 園芸用ハウス、体験農園施設                                  |
| 8  | 花き | I        | 花き類の直売と市場出荷を組み合わせた経営              | 50<br>(施設 30)<br>120            | 2<br>+<br>雇用 1   | 鉢物類(シクラメン等)、花壇苗、野菜苗              | 園芸用ハウス、暖房機、自動かん水装置、培土消毒器、ホイローダー、ポットティングマシン、播種機 |
| 9  | 花き | II       | 鉢物類、花壇苗の市場出荷を主とした経営               | 80<br>(施設 20)<br>160            | 2<br>+<br>雇用 0.5 | 鉢物類、花壇苗                          | 園芸用ハウス、暖房機、自動かん水装置、培土消毒機、ホイローダー、ポットティングマシン、播種機 |
| 10 | 果樹 | I        | ナシ、ブドウを主とした果樹経営                   | 80<br>(施設 0)<br>80              | 2<br>+<br>雇用 0.5 | ナシ、ブドウ、キウイフルーツ                   | スピードスプレーヤー、スイングスプリンクラー、果樹棚、防葉シャッター、根圏制御栽培システム  |
| 11 | 果樹 | IV       | 果樹の観光摘み取り園を主とした経営                 | 80<br>(施設 0)<br>80              | 2<br>+<br>雇用 0.5 | ナシ、ブドウ、ブルーベリー                    | スピードスプレーヤー、かん水設備、果樹棚、防鳥網、直売施設                  |
| 12 | 植木 | II       | 緑化木生産を主とした植木経営                    | 300<br>(施設 6)<br>300            | 2.5              | 落葉高木類、低木類全般、中木類全般                | 園芸用ハウス、クレーン付トラック                               |

| 番号 | 分類 | 経営モデルタイプ | 営農モデル                            | 経営耕地(a)<br>(施設面積(a))<br>作付面積(a)            | 労働力<br>(人)       | 主な品目                             | 主な施設・機械                  |
|----|----|----------|----------------------------------|--|------------------|----------------------------------|--------------------------|
| 13 | 畜産 | I        | 地域資源のリサイクルに取り組む養豚経営              | 30<br>500 頭<br>(肉豚)                        | 2                | 肉豚、堆肥                            | 豚舎、ふん尿処理施設、飼料調整施設、ホイローダー |
| 14 | 畜産 | I        | 採卵鶏の飼養と鶏卵の直売を行う経営                | 30<br>5,000 羽<br>(採卵鶏)1,000 羽<br>(東京うこっけい) | 2<br>+<br>雇用 1   | 鶏卵、発酵鶏ふん                         | 鶏舎、ふん処理施設、直売施設           |
| 15 | 畜産 | II       | トウキョウ X の一貫経営                    | 30<br>30 頭<br>(母豚)                         | 2                | トウキョウ X、堆肥                       | 豚舎、ふん尿処理施設、自動給餌機、ホイローダー  |
| 16 | 畜産 | II       | 黒毛和種の肥育を主とした経営                   | 100<br>50 頭<br>(肥育牛、繁殖牛)                   | 2                | 肉用牛、堆肥                           | 牛舎、ふん尿処理施設、ホイローダー        |
| 17 | 畜産 | III      | 採卵鶏と鶏卵加工品の直売を組み合わせた経営            | 50<br>3,000 羽<br>(採卵鶏)                     | 2<br>+<br>雇用 0.5 | 鶏卵、鶏卵加工品                         | 鶏舎、ふん処理施設、加工施設、直売施設      |
| 18 | 茶  | III      | 小売り販売を主とした生葉・製茶の一貫経営             | 150<br>(施設 0)<br>150                       | 2                | 茶                                | 乗用摘採機、防霜ファン、製茶機器、販売施設    |
| 19 | 複合 | I II     | 野菜、切花、果樹の量販店等契約出荷、学校給食、直売を主とした経営 | 80<br>(施設 20)<br>160                       | 3<br>+<br>雇用 1   | トマト、キュウリ、エダマメ、スイートコーン、切花類、ブルーベリー | 園芸用ハウス、予冷庫、暖房機           |
| 20 | 複合 | IV       | 観光農園と直売を組み合わせた複合経営               | 80<br>(施設 0)<br>80                         | 2<br>+<br>雇用 0.5 | ブルーベリー、キウイフルーツ、野菜類等              | 防鳥網、加工施設、直売施設、食体験施設      |

《経営モデルのタイプ》

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| I      | 直売等を中心とした地産地消に取り組む農業経営     |
| II     | 市場出荷や量販店などへの契約出荷を中心とする農業経営 |
| III    | 生産に加え加工・販売に取り組む農業経営        |
| IV     | 豊かな町民生活に貢献する農業経営           |
| I + II |                            |

### (3) 農業の広がりを支える経営モデル（所得目標 300 万円）

家族経営により、所有する農地や農業用施設、農機具などを最大限に活用して、地域の特徴を活かした農業経営を確立させていくモデルです。

| 番号 | 分類 | 経営モデルタイプ | 営農モデル                             | 経営耕地(a)<br>(施設面積(a))<br>作付面積(a) | 労働力<br>(人)       | 主な品目                                 | 主な施設・機械                           |
|----|----|----------|-----------------------------------|---------------------------------|------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 1  | 野菜 | I II     | 共同直売所や庭先直売、量販店、学校給食など多様な出荷による野菜経営 | 60<br>(施設 5)<br>100             | 2                | トマト、キュウリ、コマツナ、カブ、ブロッコリー、キャベツ、江戸東京野菜等 | 園芸用ハウス、予冷库                        |
| 2  | 野菜 | I IV     | 多品目野菜の直売と観光農園を組み合わせた経営            | 50<br>(施設 10)<br>70             | 2.5              | トマト、キュウリ、コマツナ、ホウレンソウ等、ブルーベリー         | 園芸用ハウス、直売施設                       |
| 3  | 野菜 | II       | 果菜類を主とした市場出荷経営                    | 50<br>(施設 20)<br>80             | 2                | トマト、キュウリ、野菜苗                         | 園芸用ハウス、予冷库                        |
| 4  | 野菜 | III      | 野菜の直売と農産物の加工販売を組み合わせた経営           | 50<br>(施設 10)<br>80             | 2.5              | スイートコーン、ダイコン、サトイモ、加工品(菓子、惣菜)         | 園芸用ハウス、加工施設、予冷库                   |
| 5  | 野菜 | IV       | 農業体験農園と野菜の直売を主とした経営               | 50<br>(施設 0) 60                 | 2                | トマト、ナス、ホウレンソウ                        | 園芸用ハウス、体験農園施設                     |
| 6  | 花き | II       | 花壇苗・鉢物類を主とした市場出荷経営                | 40<br>(施設 10)<br>80             | 2                | 花壇苗、鉢物類                              | 園芸用ハウス、自動かん水装置、ホイルローダー、播種機        |
| 7  | 果樹 | I        | ナシ、ブドウを主とした果樹経営                   | 30<br>(施設 0) 30                 | 2<br>+ 雇用<br>0.5 | ナシ、ブドウ、キウイフルーツ、カキ                    | スピードスプレーヤー、果樹棚、かん水施設、直売施設、防葉シャッター |
| 8  | 果樹 | IV       | ブルーベリーの摘み取りと直売を主とした果樹経営           | 40<br>(施設 0) 40                 | 2                | ブルーベリー                               | 防鳥網、直売施設                          |
| 9  | 植木 | II       | 緑化木生産を主とした植木経営                    | 100<br>(施設 5)<br>100            | 1.5              | 落葉高木類、低木類全般、中木類全般                    | 園芸用ハウス、クレーン付トラック                  |
| 10 | 作物 | III      | ソバ、コムギ、ダイズ等の生産、加工、販売経営            | 60<br>(施設 0) 90                 | 2                | ソバ、コムギ、ダイズ                           | コンバイン、加工施設、食体験施設                  |
| 11 | 複合 | I        | 切花と多品目野菜の直売経営                     | 40<br>(施設 5) 60                 | 2                | 切花類、野菜類                              | 園芸用ハウス、暖房機、直売施設                   |

#### 《経営モデルのタイプ》

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| I      | 直売等を中心とした地産地消に取り組む農業経営     |
| II     | 市場出荷や量販店などへの契約出荷を中心とする農業経営 |
| III    | 生産に加え加工・販売に取り組む農業経営        |
| IV     | 豊かな町民生活に貢献する農業経営           |
| I + II |                            |
| I + IV |                            |



#### (4) 法人など企業的な経営モデル（販売目標 5,000 万円以上）

雇用を積極的に取り入れた大規模な農業経営体や法人化による雇用労働力の安定確保と、高い収益性を目指すモデルです。

| 番号 | 分類 | 経営モデルタイプ | 営農モデル                  | 経営耕地(a)<br>(施設面積(a))<br>作付面積(a) | 労働力<br>(人)     | 主な品目                     | 主な施設・機械                            |
|----|----|----------|------------------------|---------------------------------|----------------|--------------------------|------------------------------------|
| 1  | 野菜 | Ⅱ        | コマツナ等、水耕葉物野菜の高度集約経営    | 40<br>(施設 40)<br>480            | 3<br>+<br>雇用 4 | コマツナ、サラダ菜、ミニセロリ等         | 園芸用ハウス、水耕施設、調整・梱包施設、予冷庫            |
| 2  | 野菜 | Ⅱ        | 施設野菜と露地野菜を組み合わせた市場出荷経営 | 250<br>(施設 60)<br>650           | 6<br>+<br>雇用 7 | コカブ、ホウレンソウ、ミズナ、サトイモ、ニンジン | 園芸用ハウス、予冷庫、野菜洗浄機、かん水用井戸            |
| 3  | 畜産 | Ⅱ        | 搾乳ロボットを取り入れた酪農経営       | 300<br>100 頭<br>(経産牛)           | 3<br>+<br>雇用 2 | 生乳、堆肥                    | 牛舎、搾乳ロボット、バルククーラー、TMR 給餌機、ふん尿処理施設  |
| 4  | 畜産 | Ⅲ        | 乳製品の加工を行う法人経営          | -                               | 2<br>+<br>雇用 4 | 乳製品                      | パステライザー、充填機、アイスクリーマー、冷蔵・冷凍庫、ショーケース |

《経営モデルのタイプ》

|   |                            |
|---|----------------------------|
| Ⅱ | 市場出荷や量販店などへの契約出荷を中心とする農業経営 |
| Ⅲ | 生産に加え加工・販売に取り組む農業経営        |

## 9 用語解説

| 用語              | 解説  |
|-----------------|---|
| <b>あ行</b>       |   |
| I o T           | Internet of Things の略で、モノのインターネットのこと。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。  |
| A I             | Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。学習・推論・判断といった人間の知能の持つ機能を備えたコンピュータシステムのこと。  |
| エコ農産物           | 東京都では「東京都エコ農産物認証制度」により、化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物を都が認証し、認証された農産物は「東京都エコ農産物」として出荷されている。化学合成農薬と化学肥料の削減割合は、25%以上、50%以上、不使用の3区分がある。  |
| SDGs（持続可能な開発目標） | SDGs は Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標のこと。平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、令和 12 (2030) 年を期限とする国際社会全体の開発目標。飢餓や貧困の撲滅、経済成長と雇用、気候変動対策等包括的な 17 の目標を設定。法的な拘束力はなく、各国の状況に応じた自主的な対応が求められる。       |
| OEM             | Original Equipment Manufacturing の略で、他社ブランドの製品を製造すること。  |
| <b>か行</b>       |   |
| 家族経営協定          | 家族で行っている農業経営において、経営計画や各世帯員の役割、就業条件等の相互間のルールを文書化して取り決めたもの。家族経営協定により、女性や後継者等の農業に従事する世帯員の個人の地位や役割が明確化され、経営のパートナーとして位置付けられるよう関係の認識醸成が図られる。  |
| 環境保全型農業         | 地域の慣行（地域で従来から行われている方法）に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らすため堆肥による土づくりを行うなど、環境に配慮した農業のこと。   |
| 基幹的農業従事者        | 農林業センサスにおける定義であり、自営農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事（農業）」である者をいう。  |
| GAP             | Good Agricultural Practice の略で、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。農業者が取り入れることで、農業経営の改善や効率化に資するとともに消費者の信頼が確保される。令和 2 年 11 月 10 日現在、瑞穂町内では都立瑞穂農芸高校、近藤ファーム、藤本園、きりり農園、森藤園、栗原園が「東京都GAP」の認証を取得している。 |
| 経営耕地            | 農林業センサスの調査期日現在で農業経営体が経営している耕地をいい、自家で所有し耕作している耕地（自作地）と、よそから借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積。<br>経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地   |
| 兼業農家            | 世帯員のうち何人かが農業以外の仕事から収入を得ている農家で、農業所得を主とする兼業農家（農業収入＞他収入）を「第1種兼業農家」、農業所得を従とする兼業農家（農業収入＜他収入）を「第2種兼業農家」という。   |
| 広域援農ボランティア      | 区市町村の枠を越えて東京の農業を応援する登録制の援農ボランティアのこと。<br>（公財）東京都農林水産振興財団に登録した広域援農ボランティアは、各自のペースで援農活動に参加する。   |
| 耕作放棄地           | 過去1年以上作付がなされず、今後数年の間に再び耕作される明確な見込みのない農地。過去1年以上作付がなされなかったが、今後数年の間に再び耕作される見込みのある土地は不耕作地という。   |
| <b>さ行</b>       |   |
| 作目              | 農耕地又は、草地・林地などで栽培される作物の種類。また、飼養される家畜の種類や農畜産物加工の種類。   |
| J A             | ジェイエー、Japan Agricultural Cooperatives の略。農業協同組合（農協）のこと。   |
| J Aにしたま農業振興計画   | J Aにしたまは福生市と羽村市、そして瑞穂町を管内としており、そのJ Aにしたまが目指す農業振興の方向と今後の事業展開を示した計画のこと。   |

| 用語          | 解説   |
|-------------|--|
| 自給的農家       | 経営耕地面積が 30 a 未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいう。   |
| 指導農業士       | 農業技術や経営管理能力に優れた東京の農業者であり、農業の担い手に対する指導活動等により、力強い東京農業の発展に資する農業者に対し、都知事が認定する。   |
| 食育          | 生きる上での基本であり、知育、徳育、体育の基礎となるもので、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。  |
| 食料・農業・農村基本法 | 食料、農業及び農村に関する施策を総合的・計画的に推進し、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的として、平成 11 年に施行された法律。食料の安定供給、農業の多面的機能の発揮等について新たな方向性が示された。  |
| 新規就農者       | 新規就農者調査（農林水産省）では、次の 3 者を新規就農者としている。<br>1 新規自営農業就農者<br>家族経営体の世帯員で、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者。<br>2 新規雇用就農者<br>新たに法人等に常雇い（年間 7 か月以上）として雇用されることにより、農業に従事することとなった者。<br>3 新規参入者<br>土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者。                      |
| 生産緑地        | 「都市計画法」による地域地区の一種で、市街化区域内農地において「生産緑地法」に基づき指定する。生産緑地地区に指定されると、長期の営農が義務付けられる一方、税の軽減措置が受けられる。   |
| 専業農家        | 世帯員の中に兼業従事者（1 年間に 30 日以上雇用兼業に従事した者又は 1 年間に販売金額が 15 万円以上ある自営兼業に従事した者）が 1 人もいない農家をいう。  |
| <b>た行</b>   |  |
| 体験農園        | 農家自らが開設し、都市住民に利用してもらう農園で、利用者は 30 m <sup>2</sup> 程度の区画の中で、農園主のきめ細かい指導のもとで農業体験を行うもの。   |
| （農地の）多面的機能  | 農地が農産物の生産以外に果たしている様々な役割や機能のこと。さらに都市においては、緑地環境を保全し、生活に潤いをあたえる場としての機能を持っている。   |
| 地産地消        | 「新鮮で安全な地元産の食材を、地元で消費する」こと。消費者にとっては、生産者の顔が見える安全で安心な、しかも新鮮な食材が提供され、生産者にとっては、流通コストがかからず小規模な生産者でも対応しやすいメリットがある。  |
| 定年帰農者       | 定年退職後に農業に就農することであり、次の 3 者がある。<br>1 農家に同居し他産業に従事していた者が、定年退職後農業に従事する。<br>2 農家出身者が定年退職後に故郷の農村へ戻り、農業に従事する。<br>3 非農家出身者が、定年退職後農業へ新規就農する。  |
| トウキョウ X     | 肉質に優れた特徴を持つ 3 品種の豚（北京黒豚、パークシャー種、デュロック種）を掛け合わせ、それぞれの特徴（良質な脂肪、細かい筋繊維、豊富な脂肪交雑）を併せ持つよう改良された豚のこと。   |
| <b>な行</b>   |  |
| 認定新規就農者     | 区市町村から農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 に規定する青年等就農計画の認定を受けた農業者のこと。認定新規就農者になると、青年等就農資金を借り入れることができたり、農業次世代人材投資資金を受給することができる。<br>対象者は、新たに農業経営を営もうとする青年等で、以下に当てはまる方。<br>1. 青年（原則 18 歳以上 45 歳未満）<br>2. 特定の知識・技能を有する中高年齢者（65 歳未満）<br>3. 上記の者が役員の大半数を占める法人<br>農業経営を開始して一定の期間（5 年）を経過しない者を含む。 |
| 認定農業者       | 「農業経営基盤強化促進法」により、区市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づき、認定を受けた農業生産者。地域の担い手として、農地利用・資金・税制面などの支援を受けることができる。   |
| 農業委員会       | 農業委員会は、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進など、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を執行する行政委員会として、市町村に設置される。   |

| 用語          | 解説  |
|-------------|---|
| 農業経営基盤強化促進法 | 効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することにより、農業の健全な発展に寄与することを目的として制定された法律。この法律では、市町村等が経営改善に取り組む農業者の農業経営改善計画を認定する認定農業者制度や経営改善を計画的に進める農業者に対して農用地の利用の集積を行う利用権設定等促進事業等を設け、効率的かつ安定的な農業経営を育成するための措置を総合的に講ずることとしている。 |
| 農業経営体       | 農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林作業を行い、(1) 経営耕地面積が30a以上、(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数または出荷羽数等、一定の基準以上の規模(露地野菜作付面積15a、視察野菜栽培面積350㎡、果樹栽培面積10a、搾乳牛1頭等)、(3) 農作業の受託の実施、のいずれかに該当するもの(1990～2000年のセンサスでは、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業を合わせたものに相当)。  |
| 農業所得        | 農業収入から専従者給与以外の必要経費を除いたもの。   |
| 農業後継者       | 次の代で親の農業経営を継承することが確認されている者。   |
| 農地中間管理事業    | 地域内の分散した農地を整理し担い手ごとに集約化したり、耕作放棄地等について、農地中間管理機構が借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう貸付ける事業のこと。   |
| 農地利用集積      | 賃貸借や売買等により農地の利用権や所有権を移動し、経営規模の拡大を望む認定農業者等への農地を集積すること。これにより、農地の有効利用や遊休農地の解消を図ることができる。  |
| 農福連携        | 農業は、障がいの特性に応じた作業が可能であること、一般就労に向けた体力・精神面での訓練が可能であること、地域とのつながりがうまれるといったメリットがあることから、障がい者の就労訓練・雇用の場として、農作業を取り入れる福祉施設が増加している。また、農村地域の過疎化や農業従事者の高齢化が進む中、農業分野において、障がい者の就労や雇用の促進を図ることは、重要な課題である。このような取組を農福連携という。                  |
| 農林業センサス     | 農林水産省が、農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に5年ごとに行う調査。<br>農業センサス：1965、1975、1985、1995年<br>農林業センサス：2005、2015、2020年<br>世界農林業センサス：1960、1970、1980、1990、2000、2010年 |
| <b>は行</b>   |   |
| 販売農家        | 経営耕地面積が30a以上又は農林業センサス調査期日(調査年の2月1日)前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいいます。  |
| P D C A     | Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(見直し)という政策サイクルのこと。  |
| ヒートアイランド    | 人間活動が原因で都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象のこと。原因として、人工排熱、地表面の人工被覆、及び都市密度の高度化が指摘されている。  |
| 人・農地プラン     | 農業従事者の高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加などの問題を解決するために、今後の地域の中心となる経営体や生産基盤となる農地の集積といった、これからの地域農業のあり方について、地域での話し合いに基づき決める「未来の設計図」となるもの。   |
| ブランド化       | 商品の品質、デザイン、イメージ、信頼感など、他の商品と差別化し、価値を見出すこと。   |
| 防災(協力農地)    | 災害時に避難場所仮設住宅用地などに利用できる農地を「防災協力農地」といい、災害時に一般の方が利用できるようになっている。平常時には立ち入ることはできない。   |
| <b>ま行</b>   |   |
| みずほブランド     | 瑞穂町では、町内の優れた加工品(食品等)や農産物を「みずほブランド」として認定している。東京狭山茶、シクラメン、トマトなどのほか、農畜産物を使用した加工品などが認定されている。  |

| 用語        | 解説   |
|-----------|--|
| <b>や行</b> |  |
| 遊休農地      | 耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。  |
| <b>ら行</b> |  |
| 6次産業化     | <p>農林漁業者（1次産業）が、農産物などの生産物の元々持っている価値をさらに高め、それにより、農林漁業者の所得（収入）を向上していくこと。生産物の価値を上げるため、農林漁業者が、農畜産物・水産物の生産だけでなく、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）にも取り組み、それによって農林水産業を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうとするもの。</p> <p>「6次産業」という言葉の6は、農林漁業本来の1次産業だけでなく、2次産業（工業・製造業）・3次産業（販売業・サービス業）を取り込むことから、1次産業の1×2次産業の2×3次産業の3のかけ算の6を意味している。</p> |

## 瑞穂町農業振興計画

令和3年3月

発行 瑞穂町

編集 瑞穂町都市整備部産業課

〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地

電話 042-557-0501（代表）



